

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

1 総合的な海洋の安全保障

（1）海洋の安全保障

「我が国の領海等における国益の確保」のために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、防衛力や海上法執行能力の強化など必要な施策を推進していく。「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現し、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を推進していく。この際、同盟国・同志国等と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を強く推進していく。これらの取組については、ロシアによるウクライナ侵略によって生じた世界的な不確実性の高まり等も踏まえ、不断の見直しが必要で

さらに、船舶間及び船陸間の情報通信改善による協調的な安全航行を念頭に自動運航船の実用化等、船舶のDX化の推進や、知床遊覧船事故のような海難等の未然防止を含めた「海上の安全・安心の確保」に係る施策についても、近年その重要性が増していることを踏まえて推進していく。加えて、我が国は海洋に由来する自然災害（地震・津波・台風・豪雨・高潮・火山噴火等）が発生しやすい自然条件下にあり、近年その脅威が増大している。こうした自然災害のリスクに備えるため、「海域で発生する自然災害の防災・減災」に係る施策についても推進していく。

【KPI】

- a)護衛艦等の就役隻数・総隻数（現状：護衛艦隻数52隻（令和7年度末）、目標：護衛艦54隻・哨戒艦12隻就役（おおむね10年後））
- b)巡視船等の就役隻数・総隻数（現状：大型巡視船81隻、大型測量船4隻、航空機94機、無操縦者航空機5機（令和7年度末）、目標：大型巡視船89隻、大型測量船4隻、航空機105機、無操縦者航空機5機就役（令和9年度））
- c)「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数（現状：0件（令和7年度）、目標：0件（毎年度））
- d)要救助海難に対する救助率（現状：97%（令和7年）、目標：95%以上（毎年））
- e)旅客船の船舶海難（人為的要因によるもの）による死者・行方不明者数（現状：0名（令和7年）、目標：0名（毎年））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 我が国の領海等における国益の確保	1)「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づく防衛力整備						等
	2)「海上保安能力強化に関する方針」に基づく海上保安能力の強化						
	3)漁業取締能力の強化						
	4)安全保障分野における人材確保の強化						
	5)国境離島における事態対処能力の強化						
イ 国際的な海洋秩序の維持・発展	1)ピエンチャン・ビジョン2.0（日ASEAN防衛協力の指針）による協力 （国際規範の実行に向けた認識共有促進、能力構築支援、防衛装備・技術協力、共同訓練・演習、人材育成・学術交流等）						等
	2)拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）						
	3)他国への海上法執行能力強化への協力						
ウ 海上の安全・安心の確保	1)救助・救急体制の充実・強化						等
	2)防災体制の充実・強化						
	3)海の安全情報等の充実強化						
エ 海域で発生する自然災害の防災・減災	海岸事業の推進						等
	1)海岸堤防の整備及び耐震化等						
	2)砂浜保全等の侵食対策の推進						
	3)高潮浸水想定区域等の指定の推進						
	自然災害の監視に向けた観測網・解析技術・情報共有システムの強化						
	4)海域・海底観測網等の充実・強化						
	5)スーパーコンピュータやAI技術等を活用した解析技術の高度化						
	6)通信・情報共有システムの高度化						

令和7年度の取組

ア 我が国の領海等における国益の確保

1)「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」に基づき、「防衛力抜本的強化実現推進本部」において、多次元統合防衛力を抜本的に強化し、防衛力整備を着実に進めた。（防衛省）

1)、2)海上自衛隊と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技術向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。特に、防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定後は、令和5年5月、同年6月、令和6年10月及び令和8年3月に、当該統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応などを演練・検証し、あらゆる事態に適切に対応できるよう連携強化を図った。（国土交通省、防衛省）

2)「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、関係機関との連携強化や人的基盤の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めている。

令和7年12月には、「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安能力の強化を引き続き進めていくことが確認された。（国土交通省）

・また令和7年度には大型巡視船4隻、航空機1機、無操縦者航空機2機が就役し、226人を増員した。（国土交通省）

3)漁業取締本部体制の下で、漁業取締船の漁業取締能力の向上を進めた。海上保安庁との連携の下で、外国漁船等の違法操業への対応能力の向上に努めた。（農林水産省）

4)海上保安庁では、更なる人材確保のため、若年定年退職を迎える自衛官を対象とした選考採用について、従来までは航空要員（飛行・整備・通信）としてのみ採用していたところ、令和7年度から船員（航海・機関・通信・主計・砲術）及び陸員（船舶技術分野・海洋情報分野）として採用可能とした。（国土交通省）

・海上自衛隊のSNSにより、一般の方に馴染みの少ない航海中の様子や現場の隊員の声など艦艇における業務について情報発信することで、職業としての理解を深めてもらうよう努めた。発信に当たっては若年層への訴求力を高めるため、キャラクターを新たに起用している。また、大学生に対して海上自衛官による講義を行うことにより、海洋安全保障分野の認知向上を図った。（防衛省）

・人材確保の観点から、洋上で活動する艦艇・官公庁船の業務について、可能な限り深く知ってもらうため、SNS等を活用した積極的な広報や船舶の一般公開、大学等との連携・交流を推進した。（農林水産省、国土交通省、防衛省）

5)警察用船舶・航空機の整備を図った。また、対処用資機材の整備等により、国境離島における事態対処能力を強化した。（警察庁）

イ 国際的な海洋秩序の維持・発展

1)「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要なASEAN諸国に対して、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進した。（防衛省）

2)拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）において、多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間協力強化の取組を実施した。（防衛省）

2)、3)「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間では、ADMMプラスのほか西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとして、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化した。（防衛省）

ウ 海上の安全・安心の確保

1)迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進した。（国土交通省）

・救助・救急体制の充実・強化のため、特殊救難隊や全国各地に潜水土、機動救難士を配置するとともに、搜索救助に係る関係機関との調整機能の強化や自衛隊への災害派遣要請を的確に行えるよう、連携の強化を図った。（国土交通省）

・傷病者に対して救急救命処置を行うための専門の資格を有する救急救命士及び応急処置が実施できる救急員を全国各地に配置するとともに、医師等により構成される海上保安庁メディカルコントロール体制のもと、救急救命士及び救急員が行う救急救命処置等の能力向上を図った。（国土交通省）

・緊急通報用電話番号「118番」及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象とした「NET118」の周知・啓発等を実施した。（国土交通省）

・通報者がスマートフォンを使用し、現場の状況を映像でリアルタイムに伝えることができる機能等を有した「Live 118」の運用を令和7年1月から開始し、海難情報を正確に入手する体制の構築を図った。（国土交通省）

・海難救助能力体制の向上強化のため、民間救助組織とも連携した搜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的に実施した。（国土交通省）

2)南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域をはじめ沿岸地域の安全を確保するための対策・支援を行った。（農林水産省、国土交通省）

・令和7年7月、トカラ列島近海を震源とする最大震度6弱の地震が7月3日に、最大震度5強の地震が7月5日、6日に発生するなど、活発な地震活動が継続した。海上保安庁では、発災後直ちに巡視船艇・航空機等を発動させ、被害状況の調査を実施するとともに、航行警報及び海の安全情報を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。7月3日の夜間には、警察からの要請を受け、巡視船により鹿児島県警の警察官3名を悪石島へ搬送したほか、鹿児島県からの要請を受け、悪石島に着岸した巡視船の船内に島民を受け入れるための休憩所を開設した。（国土交通省）

・令和7年10月に相次いで発生した台風第22号及び第23号は、伊豆諸島の八丈島に接近し、猛烈な風と記録的な大雨による被害をもたらした。海上保安庁では、台風の接近に際し巡視船艇・航空機等を配備させ、被害状況の調査を実施したほか、八丈町において発生した断水への支援として、巡視船による給水支援活動を実施した。（国土交通省）

・令和7年12月8日、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、最大震度6強が観測された。海上保安庁では、直ちに、巡視船艇・航空機を発動させ、被害状況の調査を実施するとともに、航行警報及び海の安全情報を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。また、地震発生の翌日には、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、政府からの特別な注意の呼びかけが行われたことに伴い、海上保安庁としては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を管轄する管区を中心に、巡視船艇・航空機等の即応体制を継続的に確保するとともに、海の安全情報による情報発信、巡視船艇からの周知・呼びかけを行ったほか、港則法に基づく勧告を実施するなど、海事関係者をはじめ、一般市民に対しても広く情報提供を実施した。（国土交通省）

3)海の安全情報の緊急情報配信メールやホームページ等により台風や発達した低気圧等による荒天に備えた早期の事故防止に係る注意喚起の発出及び安全啓発情報の提供を実施した。（国土交通省）

・令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、海上運送法等の一部を改正し、令和7年度には、救命いかだ等の旅客船への搭載義務化、安全統括管理者・運航管理者の資格者証制度の創設等、その対策を着実に実施した。（国土交通省）

エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

1)海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）

2)国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）

3)想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の高潮浸水想定区域等の指定等に必要な調査等が推進されるよう支援を行った。（農林水産省、国土交通省）

4)海域で発生する地震に対する緊急地震速報と津波警報・注意報の発表の迅速化に貢献するため、気象庁に対しS-netとDONETの観測データを引き続き提供するとともに、南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）において南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進め、沿岸システムの整備完了により沖合システムを含めたN-net全体の整備を完了し、運用を開始した。（文部科学省）

・活発な地震活動が発生していたトカラ列島の悪石島・宝島・小宝島の周辺海域にて、海底地形等の変化を把握するために海底地形調査を実施した。その結果、顕著な地形や噴気の変化は検出されず、広報にて発信した。（国土交通省）

・定常的に実施している海底地殻変動観測に加え、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震後に三陸沖の観測点において臨時の海底地殻変動観測を実施し、地震調査研究推進本部の地震調査委員会に報告した。（国土交通省）

5)地震・地殻変動の観測について、光ファイバー自体をセンサーとして用いるDAS（分散型音響センシング技術）との長周期観測ノイズを大幅に減少させ、室戸岬の110km沖合までの連続的で安定した観測を継続して行った。また、データ同化技術を導入した沿岸津波予測手法により、津波警報解除に関わる津波後続波の振幅予測精度を向上させた。（文部科学省）

6)「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（令和5年12月）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有に努めた。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

・電子基準点リアルタイム解析システム（REGARD）を運用し、一定規模以上の地震発生時には、発災後10分程度で関係機関へ地殻変動や地震規模等の計算結果を提供した。（国土交通省）

・令和8年3月より全国のあらゆる沿岸海域における波の状況が分かる「沿岸波浪実況・予想図」の提供を新たに開始した。（国土交通省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

1 総合的な海洋の安全保障

（2）海洋の安全保障の強化に貢献する施策

第3期計画に引き続き、安全保障が必ずしも唯一の、又は主たる目的となっていない施策であっても、海洋の安全保障に資する側面を有するものを、海洋の安全保障の強化に貢献する施策と位置づけて取り組んでいく。

ア 経済安全保障に資する取組の推進

- ①海洋資源開発の推進
- ②海上輸送の確保
- ③海洋産業の国際競争力の強化
- ④海洋科学技術の振興

イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化

ウ 国境離島の保全・管理

【KPI】

- a)海洋資源の開発（「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき技術開発を推進）※令和6年3月22日改定（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会にて審議決定）
- b)レアアース泥の生産技術の開発・実証（現状：水深2,470mからのレアアース泥の解泥・揚泥試験の実施（令和4年度）、目標：水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験の実施（令和7年度まで）
- c)海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API公開項目数、API利用件数（現状：アクセス件数（平均値）：10,900件/日、API公開項目数：96件（令和7年）、API利用件数（平均値）：12,300件/日（令和7年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで））
- d)我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（現状：京浜港 週22万TEU、阪神港 週9万TEU（令和7年度）、目標：京浜港 週27万TEU、阪神港 週10万TEU（令和10年度））
 ※令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会（R5.2設置）」において検討が行われたところ。引き続き輸送力の堅持が必要とされ、令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。
- e)訪日クルーズ旅客数・外国クルーズ船の寄港回数・外国クルーズ船の寄港する港湾数（現状：訪日クルーズ旅客数：176.7万人、外国クルーズ船の寄港回数：2,352回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：93港（令和7年速報値）、目標：訪日クルーズ旅客数：250万人、外国クルーズ船の寄港回数：2000回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：100港（令和7年まで））
 目標：外国クルーズ船等の寄港回数：3,000回、外国クルーズ船等が寄港する港湾数：150港、クルーズ旅客の1人・1寄港地あたりの平均消費額を令和7年の1.5倍（令和12年まで）

【海洋開発等重点戦略（※）の主な成果指標】※令和6年4月26日決定

（A U V戦略の主な成果指標）

- ・令和7（2025）年度までにA U Vの利用実証を6件程度実施し、それぞれの技術目標を設定（例：洋上風力発電施設に至る海底電力ケーブルの連続検査（〇〇kmのケーブル連続検査））。
- ・令和9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて10件程度のA U V事業モデルを構築。
- ・令和12（2030）年度までに洋上風力発電を始めとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面で、A U Vが利活用されることを基準とする。

（海洋状況把握（MD A）及び情報の利活用の推進）

海洋情報の産業分野利活用に関する成果指標として、令和11（2029）年度までに、海洋における地理空間情報の利活用に関するユーザーコミュニティを構築するとともに、「海しるビジネスプラットフォーム」を開発し、有償情報掲載件数を20件とすることで、海洋情報の活用を通じた産業利用の促進につなげる。

衛星データ等を活用したA I開発について、令和11（2029）年度までに、海外展開を見据え、表示データの低負荷化等を図ったシステムを開発する。

また、MD Aに関する国際社会のニーズを調査した上で、令和11（2029）年度までに、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

（特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進）

凡例） ●：内閣府海洋事務局、国土交通省・気象庁・国土地理院・環境省・防衛省の取組

○：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及びS I Pの取組

〔社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保〕

●令和8（2026）年3月まで

内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査

○令和8（2026）年3月まで

S I Pによる社会実装形態案の取りまとめ

●令和9（2027）年3月まで

内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー

○令和10（2028）年3月まで

S I Pによるレアアース生産の社会実装化プランの取りまとめ

〔適用技術の実証：S I Pによるレアアース生産に係る試験〕

○令和8（2026）年2月まで

採鉱・揚泥試験1（採鉱・揚泥に関する適用技術の実証）

○令和8（2026）年4月まで

一次処理試験1（精錬処理等に関する適用技術の実証）

○令和9（2027）年10月まで

採鉱・揚泥試験2（レアアース泥350t/日規模での採鉱・揚泥の実施）

○令和9（2027）年12月まで

一次処理試験2（レアアース泥350t/日規模での精錬処理等の実施）

（管轄海域の保全のための国境離島の状況把握）

・特に遠隔・脆弱な国境離島（おおむね20～30島）とその周囲の現況地形データ（元地形データ）の取得

→ 令和10（2028）年度までに、0%→100%

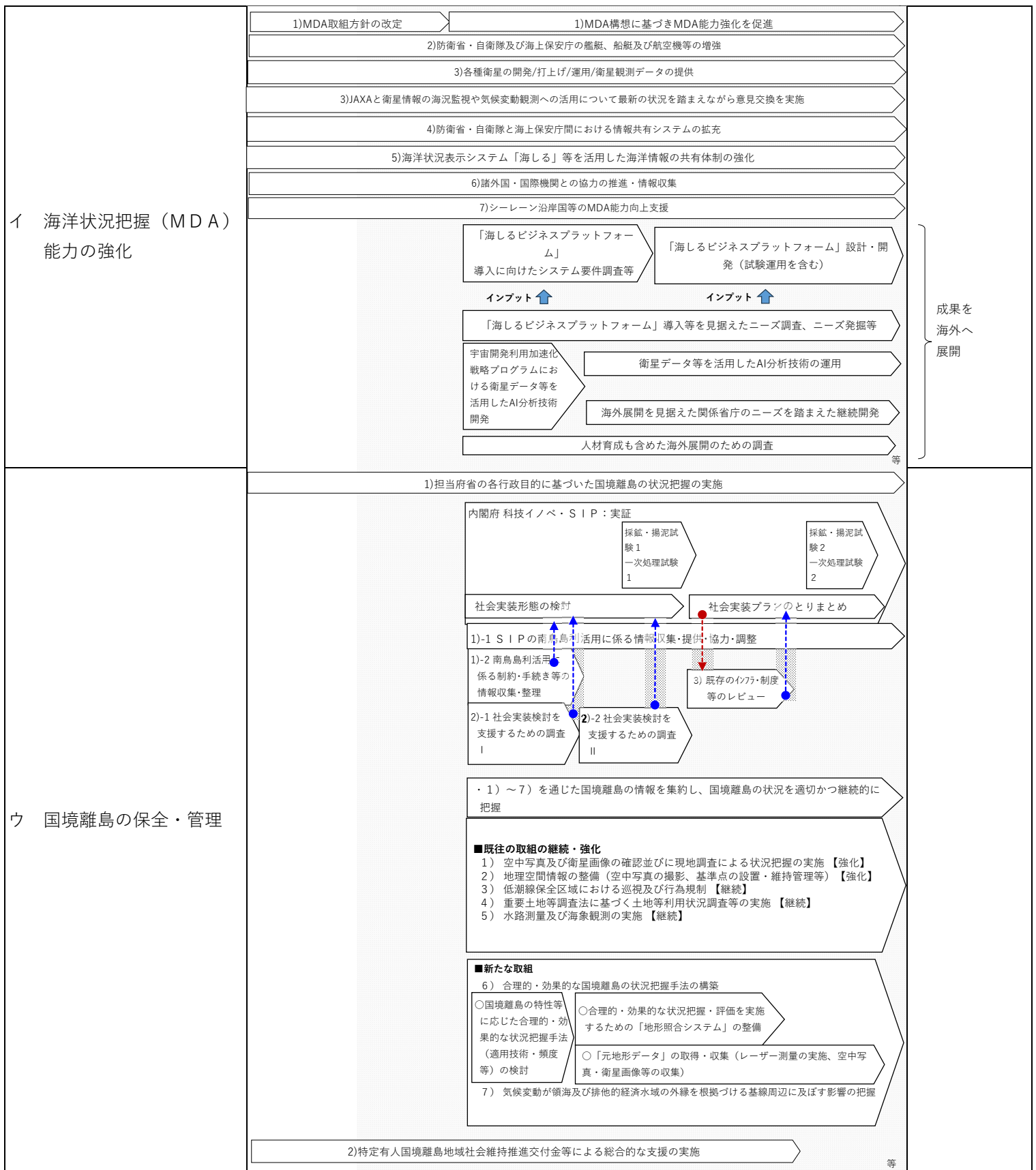
・我が国が現に保全・管理を行っている国境離島473島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施（過去5年以内）

→ 令和10（2028）年度までに、40%→100%

・合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の確立

→ 令和10（2028）年度までに達成

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 経済安全保障に資する 取組の推進	①海洋資源開発の推進 総合的な 検証・評価 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づく資源量調査、環境影響調査、生産技術開発、経済性の評価 第3期SIP「海洋安全保障プラットフォームの構築」によるレアアース泥の開発・実証 水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験 1) C C S の適地開発の推進、事業環境整備の加速化等 ②海上輸送の確保 1)令和5年3月に改正した「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、対外船舶運航事業者等が国土交通大臣の認定を受けた令和5年4月から始まる日本船舶・船員確保計画（5か年計画）を着実に実施できるよう、トン数標準税制等の税制措置や日本籍船舶化に係る手続き面の改善に向けた検討等を推進 2)内航未来創造プラン等に基づき、内航海運の取引環境の改善、生産性向上や船員の安定的・効果的な確保・育成等に向けた取組を推進 内航海運業法 改正(施行:R4.4) 自主宣言制度創設 商慣習改善方策検討等 運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」策定、周知 3)国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を推進 ③海洋産業の国際競争力の強化 1)クルーズ船の寄港促進を通じた、インバウンド需要の取込 令和7年までに、「訪日クルーズ旅客数250万人」を目指す。 令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港回数2,000回超」を目指す。 令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港する港湾数100港」を目指す。 令和12年までに、「クルーズ旅客の1人・1寄港地あたりの平均消費額を令和7年の1.5倍」を目指す。 令和12年までに、「外国クルーズ船等の寄港回数3,000回」を目指す。 令和12年までに、「外国クルーズ船等の寄港する港湾数150港」を目指す。 2)船舶産業の更なる生産性向上や事業再編等を通じた事業基盤強化 船舶のサプライチェーンに関するリスク点検及び安定供給確保の取組 船舶の部品（エンジン、プロペラ、ソナー）の安定供給確保のための取組 船舶の部品（船体）の安定供給確保のための取組 ④海洋科学技術の振興 1)「経済安全保障重要技術育成プログラム」による研究開発の推進 2)「AUV戦略」の策定 「AUV戦略」の実施 実証調査事業 ・実利用が見込まれる分野での実証試験（6件程度） ・利用時の課題抽出、分析、対応策検討 ・実証試験の成果の普及 ・利用時の課題の共有 AUV官民PF等の官民協議体の運営（利用実証、ハード・ソフトの共通化・標準化等を通じた共通基盤の構築、効率的・効果的な運用システムの実現、制度環境整備、企業活動促進、人材育成等）、フォローアップ 実利用を見据えた研究開発、制度環境の整備等 AUVの実利用						



令和7年度の取組

ア 経済安全保障に資する取組の推進

①メタンハイドレートについて、令和6年8月、産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会評価ワーキンググループにおいて中間評価を実施。また、令和7年8月及び10月に外部専門家会合（メタンハイドレート開発実施検討会）において、生産技術の開発やメタンハイドレートが濃集していると考えられるエリアの抽出に係るデータ解析、環境影響評価といった現在の研究開発フェーズ（～令和7年度）の取組内容について意見をいただくとともに、進捗の確認・方向性の見直しを行った。海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊については、令和7年2月に専門家会議を開催し、令和8年度の資源量調査計画について、データの把握の手法の提案を受け、データの見直しや調査計画への反映を行った。また、採鉱・揚鉱及び選鉱・製錬の技術検討、環境調査等の計画についても同様に専門家の意見の反映を行った。（経済産業省）

・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期SIPにおいてこれまで開発してきた採鉱システムを用いて、初めて水深約6,000mの海底よりレアアース泥を船上に引き揚げること成功し、同システムの健全性を確認した。（内閣府）

②海上輸送の確保

1)「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」において、外航日本船舶の隻数については令和5年度からの5年間で1.25倍に、外航日本人船員の人数については平成30年度からの10年間で1.5倍に増加させることを目標としているところ、トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の改善等を通じ、日本船舶・日本人船員の確保に取り組んだ。また、令和8年度税制改正要望において、船舶に係る特別償却制度については、要件を一部見直しの上で特例措置が令和11年3月31日まで延長され、船舶に係る買換特例制度については、現行の措置が令和11年3月31日まで延長された。（国土交通省）

・令和8年2月28日に始まったイスラエル及び米国とイランとの攻撃の応酬によりホルムズ海峡が実質的に封鎖されたことを受け、ペルシャ湾内の日本関係船舶に対し、港湾・製油所等の沿岸地域も含めた被害の状況等の情報提供を行うなど、日本関係船舶、とりわけ船員の安全確保に努めた。また、3月に開催された国際海事機関(IMO)の理事会において、日本が主導した提案を基に、IMO事務局長に対し、関係当局と協力して、船舶・船員の安全な避難を可能とする枠組み構築のための措置を速やかに講じることを要請する旨が決定された。（国土交通省）

2)「エコシップ・モーダルシフト事業」において、モーダルシフトに貢献する事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、革新的な取組等により最も貢献度が高かったと認められる事業者を「海運モーダルシフト大賞」として表彰した。また、フェリー、RORO船、コンテナ船の積載率や、船舶の利用方法やメリット等を掲載した「モーダルシフトにおける内航海運の利用検討ガイド」、発着地・発着時刻等をまとめた「航路情報一覧」の公表等、「内航未来創造プラン」全体の指標の達成に向け、着実に取組を実施した。さらに、内航海運における「取引環境改善」、「生産性向上」に向け、引き続き荷主企業・内航海運業者・行政から構成される「安定・効率輸送協議会」及び「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」を開催し、運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」を策定するとともに、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改定を行ってその内容を反映し、それぞれ周知した。（国土交通省）

3)令和6年2月に公表を行った「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会 最終とりまとめ」にて示した施策の方向性を踏まえ、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の取組として、効率的な一体利用の推進や大水深・大規模コンテナターミナルの形成などの取組を行った。（国土交通省）

③海洋産業の国際競争力の強化

1)クルーズ船受入に関するハード・ソフト両面からの支援、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させる取組として上質な寄港地観光の造成に向けた意見交換会等を行った。（国土交通省）

2)造船・船用工業の国際競争力強化に資する取組として、デジタル技術を活用して船舶産業の生産性向上を図るため、令和7年度において、DXオートメーション補助金により7件の事業を支援した。「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）に基づき、特定重要物資に指定された船舶用機関（エンジン）・航海用具（ソナー）・推進器（プロペラ）の安定的な供給体制の確保を図るため、令和7年度末時点で10件の供給確保計画を認定し、設備投資に必要な支援を実施した。新燃料船等に対応する専門人材の確保・育成に向けた調査を実施した。また、海事産業強化法に基づく計画認定制度について、造船・船用工業事業者による生産性向上や事業再編等を盛り込んだ事業基盤強化計画を令和7年度は19件、令和7年度末までの累計で48件（67社）認定し、造船業・船用工業の事業基盤強化等を支援した。令和7年12月、国民生活や経済安全保障を支える我が国造船業を再生するため、2035年における船舶建造能力の目標やその実現に必要な取組等を盛り込んだ「造船業再生ロードマップ」を策定した。本ロードマップに基づき、船舶建造の各工程で利用可能なAI造船ロボットや当該ロボットを最大限活用するためのAIシミュレーション基盤等の開発に着手した。また、経済安全保障推進法に基づき、「船体」を新たに特定重要物資に指定し、造船業再生基金を造成した。（国土交通省）

・経済安全保障推進法に基づき、「経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）」において採択された「デジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術」に関する研究開発事業を令和7年10月に開始した。（文部科学省、内閣府）

・いち早い商用化に向けて、日中韓が競争を繰り広げるゼロエミッション船に関し、環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和7年度までに30件の事業を採択した。（国土交通省、環境省）

④海洋科学技術の振興について、

1)経済安全保障重要技術育成プログラムにおいて、研究開発ビジョン（第一次及び第二次）に示されたAUV、船舶向け通信衛星システム（衛星VDES）、先端センシング技術、量子航法・センシング、海中無線通信技術、船舶DX、の海洋領域全ての案件について、研究開発を開始していることに加え、経済安全保障推進法に基づく指定基金協議会も順次設置し、社会実装を目指した伴走支援を行った。（内閣府）

2)AUV戦略の方針に沿って、前年度に引き続き、AUVの利活用が期待される場面での実証試験を実施することで、社会実装に向けた制度環境の整備や、より実用的な製品の開発等につなげることを目的とする実証試験を実施した。令和7年度においては、AUV関連産業の発展の道筋を明らかにすることに焦点を当て、洋上風力発電施設の維持管理モデル構築、その他利用用途ビジネスモデル構築、2つのカテゴリーの実証試験の目標を設定し、実証試験とAUV官民プラットフォームの活動と連動させることにより、AUVの社会実装に向けた取組をより効果的・効率的に推進する旨として実施した。（内閣府）

・官民の議論の場である「AUV官民プラットフォーム（AUV官民PF）」等において、実際の利用用途を想定した際のAUVなどの導入効果の試算などを通じて、開発目標、事業モデル構築に必要な情報取得等に取り組み、出口戦略を含む今後の方向性の具体化等が図られた。（内閣府）

イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化

1) 情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を「海しる」（政府部内用）へ提供した。（内閣官房）

1)、4) 「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（令和5年12月）」に基づき、MDAの能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組んだ。（内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省）

1)、5) 宇宙開発利用加速化戦略プログラム（「衛星データ等を活用したAI分析技術開発」）により開発された分析技術を用いた海洋監視システムを内閣府において「船舶警戒監視システム」として運用を開始した。また、同システムの全ユーザーに対してアンケートを実施し、システムの利便性向上を図った。（内閣府）

2) 海上自衛隊の艦艇5隻（護衛艦2隻、潜水艦1隻、海洋観測艦1隻、音響測定艦1隻）、航空機7機（固定翼哨戒機6機、救難飛行艇1機）を就役させた。（防衛省）

・令和7年4月1日より北九州空港を運用拠点として無操縦者航空機の本格運用を開始し、同年度中に5機体制にすることにより更なる海洋監視体制の強化を図った。（国土交通省）

3) 漁海況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に加えて、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU漁業を含む外国漁船の動向把握について衛星情報を用いて行った。さらに、JAXAとは、いぶきGWの打ち上げなど最新の状況も踏まえて、衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用に関する意見交換を行った。（農林水産省）

5) 「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（令和5年12月）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有や海洋状況表示システム「海しる」について、海域の利用等に資する情報の新規掲載やAPI提供情報の充実に取り組むとともに、機能強化に向けたシステム改修を行った。（内閣官房、内閣府、国土交通省）

6) ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。（防衛省）

・日米豪印の「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」と協調し、インド太平洋諸国のMDA能力構築支援を実施した。（外務省）

・日仏間、日米間における覚書等に基づき、MDAに関する情報共有を実施した。また、同盟国・同志国等とのMDAに関する情報共有体制及び連携強化のための協議を実施した。（国土交通省）

・同盟国・同志国と連携して、国際会議において海における法の支配の重要性を発信した。（外務省）

・同盟国・同志国等とのMDA連携を推進する方策について、国内外の関係省庁・機関と意見交換を実施した。（内閣府）

・フィリピン、カナダ、太平洋島嶼国地域において、将来の国際連携に向けたMDA実態調査を実施した。（内閣府）

7) 政府安全保障能力強化支援（OSA）を通じたシーレーン沿岸国軍への沿岸監視レーダー、警備艇等の供与を決定。また、政府開発援助（ODA）を通じた沿岸国海上保安機関への巡視船・警備艇等の供与、能力構築支援を実施中。さらに、日米豪印で取り組む「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」と協調し、インド太平洋のシーレーン沿岸国等に対するMDAや法執行能力強化のための訓練等を実施したほか、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関と連携・協力し、第三国への能力構築支援等を実施した。（外務省）

・国連薬物・犯罪事務所（UNODC）からの業務協力依頼を受け、マレーシア、フィジー、タイ、インドネシアで開催するMDA研修に講師として職員を派遣し、MDA能力向上支援を行った。また、本年度から始まったJICA課題別研修「日本における海洋状況把握（MDA）」に協力する形で講師を派遣し、MDA能力向上支援を行った。（国土交通省）

ウ 国境離島の保全・管理

1)国境離島の状況把握に資するよう、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を内閣府へ提供した。（内閣官房）

- ・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期SIPにおいてこれまで開発してきた採鉱システムを用いて、初めて水深約6,000mの海底よりレアアース泥を船上に引き揚げること成功し、同システムの健全性を確認した。（内閣府）

- ・特定離島である南鳥島について、SIPによる採鉱・揚泥試験2の実施に向けて、関係省庁との調整等を実施するとともに、南鳥島現地での各種調査（地形、土質、水環境、動植物）等を実施した。（内閣府）

- ・国境離島の空中写真・衛星画像等の取得・収集を行うとともに、重点的な確認が必要な国境離島について航空レーザ測量により詳細な状況把握を実施した。（内閣府）

- ・空中写真及び情報収集衛星等の活用により国境離島の状況を確認するとともに、国境離島の適切な保全・管理に資する関係省庁の取組について、情報共有・集約を行った。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

- ・測量用航空機等による国境離島の空中写真撮影及び大島（北海道松前郡松前町）、口永良部島（鹿児島県熊毛郡屋久島町）における三角点の改測を実施した。（国土交通省）

2)有人国境離島法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾の整備、有人国境離島地域における部隊の増強等により、地域社会維持及び地域保全に努めた。（内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

2. 持続可能な海洋の構築

(1) カーボンニュートラルへの貢献

我が国は「2050年カーボンニュートラル」や「2030年度温室効果ガス（2013年度比）46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦を続けていく」といった高い目標を設定している。この目標の実現に当たって、海洋分野も重要な役割を果たしていくことが期待されている。

こうした状況の下、エネルギーシステム・産業構造の転換を海洋産業全体として進め、我が国の海洋産業の更なる競争力強化につなげていくべきであり、そのため、産学官連携の下、海洋政策のあらゆる手段を総動員して取り組む。

ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用

イ サプライチェーン全体での脱炭素化

ウ CO₂の回収・貯留の推進

【KPI】

a) 洋上風力発電の案件形成（現状：約510万kW（令和6年度末）、目標：1,000万kW（令和12年まで）・3,000～4,500万kW（令和22年まで）※第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく

b) 港湾脱炭素化推進計画が作成されている港湾数（現状：74港（令和8年3月31日時点）、目標：20港（令和7年度まで）

目標：100港（令和12年度まで）

【海洋開発等重点戦略（※）の主な成果指標】※令和6年4月26日決定

2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成を目指すとともに、改正法施行までに、適地選定のために不可欠なデータのうち特に重要なものについて、募集区域の指定に資するよう関係府省横断で活用できる形で整備する。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 脱炭素社会の実現に 向けた海洋由来の エネルギーの利用	1)領海・内水における洋上風力発電の活用、EEZ展開に向けた技術開発や法整備を含む環境整備						
	EEZ展開に向けた法整備 ・施行に向けた政省令の整備等				施行後		
	EEZにおける適地選定・案件形成						
	適地選定のためのデータ整備、強靱な国内サプライチェーン形成に向けた取組						
	領海及び内水における適地選定・案件形成						
	2)基地港湾の整備等による洋上風力発電事業の円滑な推進						
	3)海洋環境等の保全の観点からの環境大臣による調査の法整備を含む環境整備				3)海洋環境等の保全の観点からの環境大臣による調査の実施		等
イ サプライチェーン全体 での脱炭素化	1)グリーン成長戦略 2050年カーボンニュートラルに向けた取組						
	ゼロエミッション船等の技術開発・実証						
	ゼロエミッション船等の生産基盤構築						等
	2)カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進						
	港湾脱炭素化推進計画の作成（目標：令和7年度までに20港）				（目標：令和12年度までに100港）		
ウ CO ₂ の回収・貯留の推進	C C S の適地開発の推進、事業環境整備の加速化等						等

令和 7 年度の取組
ア 脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用 1)洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）への拡大を実現するための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年6月に成立した。（内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省） 2)基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度の創設等を位置づけた「港湾法等の一部を改正する法律」が令和 7 年10月に施行された。（国土交通省） 3)令和 6 年 3 月に中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」から得た答申の内容を踏まえ、海洋環境等の保全の観点からの環境大臣による調査を実施する仕組みを導入するための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和 7 年 6 月に成立した。（環境省）
イ サプライチェーン全体での脱炭素化 1)グリーンイノベーション基金「次世代船舶の開発」プロジェクトにおいて、令和 7 年 8 月、純国産の大型商用アンモニア燃料エンジンが完成した。（国土交通省） ・船舶における環境負荷の低減として、経済産業省と国土交通省の連携事業である「運輸部門におけるエネルギーの使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業）」において、①ハード対策（省エネ船型、高効率プロペラ、高効率エンジン等）とソフト対策（運航計画・配船計画の最適化等）の組合せによる船舶の省エネルギー化を目指す実証事業や②①の省エネルギー化に加えて水素燃料電池、バッテリー等の導入による非化石エネルギーへの転換を目指す実証事業として、計12件の事業を実施した。（経済産業省、国土交通省） ・環境省と国土交通省の連携事業である「海事分野における脱炭素化促進事業（LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業）」を活用し、LNG・メタノール燃料システム及び低CO2排出機器を組み合わせた先進的な推進システムの普及を図る技術実証として 4 件の事業を実施した。（国土交通省、環境省） ・環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和 7 年度に14件の事業を採択した。（国土交通省、環境省） ・国際海運分野について、IMOにおいて令和 5 年に合意された「2050年頃までに温室効果ガス（GHG）排出ゼロ」等の目標を達成するための新たなルールの策定に向けた検討を進めた。（国土交通省） 2)我が国の港湾や産業の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進した。具体的には、港湾管理者における港湾脱炭素化推進計画作成への費用の補助、横浜港・神戸港における水素を燃料とする荷役機械の現地実証、低炭素型荷役機械や船舶に陸上電力を供給する設備の導入支援の他、新たに、コンテナターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する「CNP認証（コンテナターミナル）」の運用を開始した。また、水素等のサプライチェーン構築を促進するため、港湾における水素・アンモニアの受入環境整備に係るガイドライン作成等にも取り組んだ。（国土交通省）

ウ CO₂の回収・貯留の推進

・二酸化炭素の回収・貯留（CCS）について、二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及び海洋環境保全とネイチャーポジティブ（自然再興）に資するモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施した。（環境省）

・公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を盛り込んだ「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）」の全面施行にあたって下位法令等に関する詳細の検討を実施した。（経済産業省、環境省）

・令和6年5月に成立した「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（CCS事業法）に基づき、令和7年9月に千葉県九十九里沖の一部区域を特定区域として指定し、令和8年1月に北海道苫小牧市沖において試掘が開始された。また、「先進的CCS事業」において、試掘等の貯留地開発やCCSバリューチェーン全体への一体的な支援を行うとともに、CCS適地開発を促進するため、地質構造調査等を実施した。加えて、低温・低圧での液化CO₂船舶輸送実証、CO₂分離・回収技術、貯留安全性の向上に関する技術の研究開発等を進めた。（経済産業省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

2. 持続可能な海洋の構築

(2) 海洋環境の保全・再生・維持

海洋は、生物の多様性の確保や我々の豊かで潤いある生活を支えるかけがえのないものであり、このような恩恵は、複雑かつ多様で常に変化する海洋環境に支えられている。また、海洋は、大気と相互に影響を及ぼしあう等気候に大きな影響を与えていることに加え、地球温暖化の要因とされるCO₂等の温室効果ガスを吸収する機能がある一方、地球温暖化に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けている。そして、陸域における社会経済活動の拡大により、水質汚染やプラスチックを含む海洋ごみ等、地球規模で様々な影響を受けており、一旦海洋環境や生態系が損なわれるとその回復を図ることが非常に困難である。

このため、我が国は、従来から様々な国際的な枠組みの下で国際社会と連携し、海洋環境や生態系の維持・保全に関する国内外の取組を進めてきたところであり、今後も状況の変化に対応し、保全から更に進んで再生（回復を含む）に向けたより複雑で高度な取組を進めていく。また、自然生態系と調和した海洋環境の利用も重要であり、SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全、豊かな海づくりの推進及び沿岸域の総合的管理の推進の3つの観点から、海洋環境の保全・再生・維持を図っていく。

ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全

イ 豊かな海づくりの推進

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

【KPI】

- ・管轄権内水域における海洋保護区・保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の割合（現状：13.3%（令和7年度末）、目標：30%（令和12年まで））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全	1)海洋保護区等の設定の推進						等
	2)サンゴ礁、藻場、干潟等の保全・再生・創出の推進						
	3)プラスチック汚染に関する条約交渉の結果も踏まえつつ、プラスチックを含む海洋ごみに係る実態把握、発生抑制対策、国際連携を総合的に推進						
	第1回 政府間交渉委員会 (INC1)	第2、3回 政府間交渉委員会 (INC2、INC3)	第4回 政府間交渉委員会 (INC4)	第5回 政府間交渉委員会会合、 同委員会再開会合 (INC5.1、INC5.2、INC5.3)			
イ 豊かな海づくりの推進	1)閉鎖性海域の環境保全に向けた調査研究、方策検討等の取組の推進						
	2)森・里・川・海などを活かした里海づくりに取組み、国民の理解増進や海岸空間の保全等						
	3)戦略的に里海づくりの基盤構築に取組み、資源の利活用や多様な主体者との連携等を推進し沿岸域の総合的管理にも貢献						
ウ 沿岸域の総合的管理の推進	1)総合的な土砂管理の推進・海岸協力団体制度の活用等を通じた海岸空間の保全等						
	2)陸域から海域への汚濁負荷の削減・管理						
				次期総量削減の在り方を検討	次期総量削減基本方針の検討		
	水質予測モデルに関するユーザーインターフェースの開発						
	陸域からの汚濁負荷量の把握						

令和7年度の取組

ア SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全

- 1) 2) 海域における自然共生サイトの認定を進めるとともに、30by30の達成に向けて、海域におけるOECDの設定に関する検討を進めている。また、モニタリングサイト1000のサンゴ礁（23か所）、磯・干潟・アマモ場・藻場（28か所）、干潟の指標生物であるシギ・チドリ類（137か所）、砂浜の指標生物であるウミガメ類（32か所）において、生物及び物理環境に係るモニタリング調査を実施し、結果を公表した。（環境省）
- 2) 令和5年12月に改訂した藻場・干潟の効果的な保全・創造を推進するための国の基本的な指針である「藻場・干潟ビジョン」に基づき、都道府県が策定する各海域のビジョンへの反映を進めるとともに、海域の特性を踏まえ、ハード・ソフト施策の一体的な保全・創造対策の推進に努めた。（農林水産省）
- 3) 関係省庁（内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）と協力して「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、削減に向けた実態把握、回収処理、発生抑制対策に取り組むとともに2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び令和5年のG7広島サミットにおいて合意したプラスチック汚染に関する取組の実現に向けて、国連環境計画等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、途上国における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等にも取り組んだ。「マリーン・イニシアティブ」を打ち出した令和元年以降、これまでに約38,000人の廃棄物管理人材を育成した。（外務省、環境省）

イ 豊かな海づくりの推進

- 1) 全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海等において陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施した。また、第10次総量削減の在り方について、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会にて検討を行った。（環境省）
- 2) 藻場・干潟の保全・再生と地域資源の利活用の好循環を創出し、藻場・干潟がもつ多面的機能を最大限発揮することを目指す「令和の里海づくり」モデル事業を通して、藻場・干潟の保全等と地域資源の利活用に令和4年度から取り組んでおり、令和7年度は、藻場・干潟の保全等や、地域資源を活用した海洋教育やエコツアーなどに取り組む8団体を選定し、必要な経費の支援や事業実施の伴走支援等を行った。（環境省）
- 3) さらに、今後の里海づくりのあり方に関わる検討会における議論、これまで得られた成果および課題をふまえて、令和7年度からは、より関係省庁や関係団体、地域などとも連携を強化し、複数年にわたり戦略的に里海づくりに取り組んでいる。良好な里海の保全・再生・創出、里海における資源の利活用と好循環の形成、地域の主体性を重んじた多様な主体の参加と連携による豊かな海づくりの実現に向けて着手した。あわせて、資金だけでなく科学的知見の充実、情報共有の場づくりなどを通じて、戦略的に「令和の里海づくり」を推進することで、沿岸域の総合的管理にも貢献した。（環境省）

ウ 沿岸域の総合的管理の推進

1)地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、25の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催した。（農林水産省、国土交通省）

・土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、関係者が連携し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しており（令和8年3月時点では、全国で総合土砂管理計画等が10計画策定されている）、個別事案への対応としても、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への置き土、山地では適切な土砂を下流へ流すことのできる透過型砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施した。（国土交通省）

2)污水处理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに（環境省）、農業集落排水施設の普及、更新整備及び省エネルギー技術等の導入について、関係自治体と連携して推進した。（農林水産省）

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」（令和4年4月施行）では、関係府県において栄養塩類管理計画を定めることにより順応的管理のもとでの栄養塩類の供給ができるようになり、これを踏まえ、同計画を策定する関係府県の計画策定・改訂に対する補助制度により、関係府県の取組を支援した。さらに、同計画の策定に当たって実施する水質予測について、モデルによるシミュレーションを簡易に行うことができるよう、専門的な既存のモデルを拡張し、視覚的で簡単に操作できる機能（ユーザーインターフェース）を追加した水質予測システムを構築した。（環境省）

加えて、漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩類と水産資源の関係の定量的な解明、適正な栄養塩類管理モデルの構築、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩類供給手法の開発に向けて調査を行い知見の取得に取り組んだ。（農林水産省）

・全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において陸域からの汚濁負荷量の把握し削減する取組を推進した。令和7年度から、次期総量削減の有り方に関する検討を開始した。（環境省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

2. 持続可能な海洋の構築

(3) 水産資源の適切な管理

水産資源は再生可能な資源であり、適切な管理による持続的な利用が食料安全保障の観点からも重要であるため、「水産基本計画」（令和４年３月閣議決定）等に即し、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理を着実に実施していく。

具体的には、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に従い、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価に基づくTAC（漁獲可能量）管理の推進、IQ（漁獲割当て）管理の導入等、科学的知見に基づいた新たな資源管理を推進する。

また、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究を進めるとともに、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握、これらを漁業現場に情報提供する体制構築を図る。さらに、実効性ある資源管理のために、国内漁業者等に対する監視体制の強化や外国漁船等の違法操業取締り等に取り組む。

【KPI】	
-------	--

・漁獲量（現状：276万トン(令和6年)、目標：平成22年と同程度（444万トン）まで回復(令和12年度まで)）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
水産基本計画に従った 取組の推進	現行水産基本計画（令和4年3月閣議決定）等に従った取組の推進 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 検証・見直し 資源調査・評価の充実 デジタル化の推進によるデータ収集等の充実 M S Y ベースの資源評価対象資源の拡大 漁業法に基づく資源管理の着実な推進 （M S Y ベースの T A C 管理の拡大、I Q 管理の導入） 新基本計画等に基づく取組の推進 等					

令和7年度の取組

・TAC資源の拡大について、ロードマップにおいて、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目標としており、令和8年2月時点で7.7割となった。

また、IQ管理については、令和7管理年度までに、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ及びクロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業、サバ類、マイワシ及びクロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業、クロマグロ（小型魚及び大型魚）のかじき等流し網漁業等、スルメイカの大臣許可いか釣り漁業、サンマの北太平洋さんま漁業並びにベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）の日本海べにずわいがに漁業の12の漁法・資源において、IQ管理を導入した。（農林水産省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

2. 持続可能な海洋の構築

（4）取組の根拠となる知見の充実・活用

持続可能な海洋の構築に向けて地域や地球規模の海洋問題を解決するためには、国際ルールの遵守に加え、海洋の状況を適切に把握し、海洋の諸現象をよりよく理解することも欠かせない。なぜなら、これらの国際ルールは、科学的知見を基盤として形成されているからである。

このため、観測データを活用した気候変動等の影響の把握と海洋生態系の保全・利用に向けた研究が重要であり、また、観測データの共有・活用の世界規模の枠組みへの貢献や国際的イニシアティブに基づいて各国の取組を促進させる。そして、この分野での我が国政府開発援助（ODA）による知見の蓄積と提供等の協力を今後も引き続き強化していく。

これらの視点を踏まえて、北極・南極を含めた全球観測の実施、海洋生態系の理解等に関する研究及び世界規模の枠組みへの貢献の3つの観点から取組の根拠となる知見の充実・活用を推進する。

ア 北極・南極を含めた全球観測の実施

イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化

ウ 世界規模の枠組みへの貢献

【KPI】

・海洋環境や海洋生態系に関する観測データの集積（現状：海洋生物多様性データベース（BISMaL:Biological Information System for Marine Life）※が統合・公開した日本周辺海域における調査研究に基づく生物出現記録数408万件（令和6年度）、目標：600万件（令和12年度まで））

※ 海洋の生物多様性情報（いつ・どこに・何という種が・どれくらい・いた/いなかった）を扱うデータシステム。日本周辺の海洋生物を主な対象とした情報の収集公開を目的に構築・運用されている。

・ブルーカーボンによる吸収量として2035年度100万トン-CO₂、2040年度200万トン-CO₂の達成。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 北極・南極を含めた 全球観測の実施	1)海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入						等
	2)北極域・南極域における観測・研究の実施						
イ 海洋生態系の理解等 に関する研究の推進・ 強化	海洋生態系データの拡充・利用拡大						等
ウ 世界規模の枠組みへの 貢献	1)国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組への参画						等
	2)2050年ネット・ゼロの実現に向けた革新的技術の研究開発						
	ブルーカーボン生態系によるGHGの吸収・固定量の算定方法の確立、我が国のインベントリへの反映、国際的 ルール形成の主導						
	藻場(海草・海藻)に係るGHGインベントリ 算定方法論の策定		藻場(海草・海藻)に係る我が国GHGインベントリの算定（毎年度算定報告）				
			ブルーカーボンの深海 沈降による吸収・固定 に関する基礎調査		ブルーカーボンの深海沈降による吸収・ 固定に関する科学的知見の収集		
			ブルーカーボンの深海沈降による吸収・固定に関するGHG インベントリ算定・クレジットの方法論策定及びMRVの確立				
			ブルーカーボンの深海沈降による吸収・ 固定に係る実証事業（R8～10を予定）				
	ブルーカーボン関係省庁連絡会議の開催			ブルーカーボンに関する官民連携による推進体制の構築			
	ブルーカーボンの高精度データ把握・管理システムの開発						

令和7年度の取組	
ア 北極・南極を含めた全球観測の実施	1)気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、海洋調査船、フロート、水中グライダー、人工衛星等による継続的な観測を実施した。（文部科学省、国土交通省、環境省） ・令和7年度に開始した北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）において、北極域の環境変化と実態把握のため、大気観測や海洋観測等を実施した。また、南極地域観測事業において、地球環境変動の解明等に向けて氷床融解メカニズムと物質循環変動の調査・観測等を実施した。（文部科学省） 2)令和7年3月に公表した「日本の気候変動2025」（文部科学省及び気象庁）について、関係機関とも連携を図りながら利活用促進の取組を行った。また、気象庁は、地方公共団体等からの要望を踏まえて同報告書を用いた気候変動解説の手引きを令和8年3月に公表した。（文部科学省、国土交通省） ・アメダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成・公表した。（国土交通省） ・観測データ等を活用し、気候変動メカニズムの解明や高精度な気候予測データの創出等を目的として、気候モデルの開発等を実施（気候変動予測先端研究プログラム）した。（文部科学省）
イ 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化	・海洋生物多様性情報システム（OBIS）へ約64,000件（令和8年3月10日時点）のデータ提供（累計で約4,099,000件（令和8年3月10日時点））を行うとともに、利用促進を行った。（文部科学省） ・モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施し、調査結果を公表した。（環境省） ・令和3年度から開始した「海洋生物ビッグデータ活用技術高度化」事業において、ビッグデータから新たな知見を見出していくため、研究開発等を実施した。（文部科学省）
ウ 世界規模の枠組みへの貢献	1)国際海洋炭素観測連携計画（IOCCP）、全球海洋各層観測調査プログラム（GO-SHIP）に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施するとともに、海洋データの交換を行った。（文部科学省、国土交通省） ・アルゴ計画に参画し、文部科学省は通常フロート、大深度フロート、BGCフロートを計34台新規に投入し、既存のフロートと合わせて11,629のプロファイルを取得した。気象庁は、運用中のアルゴフロートから3,136プロファイルを取得した。（文部科学省、国土交通省） 2)ブルーカーボン生態系によるCO₂の吸収・固定量を的確に算定するため、科学的知見の集積が進められている。令和6年4月の国連への温室効果ガスインベントリ報告においては、世界で初めてブルーカーボン生態系の一つである海草藻場及び海藻藻場の吸収量を合算して算定し、直近の令和8年4月の報告（令和6年度）では、同生態系によるCO₂吸収量を約32万トンと算定し、継続的な算定・報告を行っている。加えて、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、「ネイチャーポジティブや水環境保全、気候変動適応など多面的価値を有するブルーカーボンに関する取組を積極的に進める」ことが定められ、沿岸部における藻場・干潟の保全・再生・創出の取組に加え、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進めることとされた。（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省） また、令和7年度よりブルーカーボンの深海沈降による吸収・固定に関する基礎調査を開始するとともに、GHGインベントリ算定やクレジットの方法論、MRVに関する検討にも着手している。（環境省） さらに、藻場の分布や面積を高精度かつ効率的に把握するため、水中透過性の高いグリーンレーザーを搭載したドローンによる藻場計測を行い、そのデータを取り込んで藻場の分布や面積を可視化するシステムであるBlue Carbon Data Archive System（通称BDAS：ビーダス）を開発するとともに、グリーンレーザー搭載ドローンによる藻場計測マニュアルを整備した。（国土交通省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

「海洋の産業利用の促進」とは、海洋環境の保全との調和を図りながら、海域において行われる海運、水産、資源・エネルギー開発等の様々な経済活動及びそこに製品・サービスを提供する産業の活動を拡大することで、海洋の開発・利用による富と繁栄を目指す活動である。

水産業については、増大するリスクも踏まえた成長産業化及び地域を支える漁村の活性化を図るため、「水産基本計画」等に即し、複合的な漁業への転換等の漁船漁業の構造改革、沖合養殖の拡大等による養殖業の振興、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業(うみぎょう)等の取組を推進する。これに加え、横断的な施策として、みどりの食料システム戦略、スマート水産技術の活用やDX、カーボンニュートラルへの対応等を推進する。

さらに、海洋の産業利用を促進していくためには、観光を含め海洋を使う様々な産業分野を開拓していくことや、我が国の離島における経済振興等も重要である。また、海洋産業を巡る様々な問題の解決に当たって、官民を挙げた戦略的な取組の促進、企業間交流の支援が必要である。

【KPI】

・漁港における新たな海業等の取組件数（現状：254件（令和6年度末）、目標：500件(令和8年度末)）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
造船、海運、基盤整備等については1（2）ア等に記載							
(水産)	1)漁港における海業等を推進するための仕組みづくり、制度の見直し		漁港における海業等の推進、関係省庁・自治体等との連携体制の構築、広報の強化等				
			漁港における新たな海業等の取組件数 (目標：令和8年度までに、500件)				
	2)浜の活力再生プランの見直し		新たな浜の活力再生プランの着実な推進による漁業者の所得向上				
	3)みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進						
	衛星利用による漁場探索の効率化						
	GOSAT-GWの本格活用に向けた情報収集	GOSAT-GWの本格活用に向けた検証		GOSAT-GWの観測情報の本格活用			

令和7年度 of 取組

- 1)令和6年（2024年）4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」により漁港施設等活用事業を創設し、海業の推進に取り組む地方公共団体、漁協、民間事業者等に対して、「海業の推進に取り組む地区」を全国から募集し、その取組を推進するべく個別に助言・指導等を行ったほか、「海業推進全国協議会」において優良な取組事例として発表の機会を設けるなど普及・横展開を図った。（農林水産省）
- 2)「浜の活力再生プラン（浜プラン）」について、令和7年度で終期を迎えるプラン等の更新に当たり、今期の取組を評価した上で、新たに海業による漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等の幅広い地域活性化の取組の位置づけを可能とした新たなプランへの移行を順次進めた。（農林水産省）
- 3)持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目的として、「みどりの食料システム戦略」が令和3年5月に策定された。同戦略には、令和12年（2030年）までに漁獲量を平成22年（2010年）と同程度の444万トンまで回復することや、2050年カーボンニュートラルの実現等が盛り込まれている。水産関係としては、ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現すべく取組を進め、漁獲量444万トンへの回復に向け、資源管理をする上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りながら、資源の維持・回復に取り組んだ。また、環境負荷低減への対応として、衛星利用による漁場探索の効率化、省エネ機器の導入等による燃油使用量の削減を図るとともに、海草・海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法を開発し、その手法で算定した結果をインベントリとして国連に報告するなど、各種施策の推進に努めた。（農林水産省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(2) 科学的知見の充実

海洋科学技術・イノベーションは、我が国の経済・社会の発展、経済安全保障のみならず、自然災害や気候変動への対応、海洋環境・海洋生態系の保全等の地球規模課題やSociety 5.0の実現にも貢献する。また、人類のフロンティアである深海や極域の研究の推進は、国民に科学への興味と関心を抱かせるとともに、人類の知的資産の拡大にも貢献する。このため、中長期的視点に立ち基礎研究を推進する。

また、海洋と宇宙との連携、AI・量子等の他分野との融合等を含めた最先端の研究開発を推進するとともに、市民参加型科学の推進を始めとする「総合知」の活用により、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元・実装を進めていく。この際、国内外の社会情勢や科学技術の変化に柔軟に対応する。

ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

ウ 市民参加型科学の推進

【KPI】

a)海洋調査の実施件数（現状：約2,800件（実績）（平成30年度からの5年間累計）、目標：約2,800件を確保（令和5年度からの5年間累計））

b)アルゴフロートによるプロフィール数（現状：11,403/年（平成29年度～令和3年度実績の5年分の平均値）、目標：11,500/年（令和5年度～令和9年度実績の5年分の平均値））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 海洋調査・観測体制 の強化		令和5年度戦略目標「海洋とCO ₂ の関係性解明と機能利用」の下での戦略的創造研究推進事業の実施					
	1)技術開発も含めた海洋観測網の維持・強化、定期的・持続的・包括的な海洋調査・観測の実施						
	2)海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入						
	3)精密な地理空間情報の整備のための水路測量・測地観測等の実施						
イ 基盤技術、共通技術等 による海洋科学技術の 振興							等
	1)「AUV戦略」の策定		「AUV戦略」の実施				
	2)高精度・効率的な観測・探査に向けた通信技術、センサー等の研究開発						
	3)海洋調査船、無人探査機、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ等の研究プラットフォームの整備・運用						
ウ 市民参加型科学の推進							等
	「市民参加による海洋総合知創出手法構築プロジェクト」の実施						等

令和7年度 of 取組

ア 海洋調査・観測体制の強化

1)線状降水帯による大雨の予測精度の向上を図るため、海洋気象観測船、測量船や民間船舶による海上水蒸気観測を引き続き実施した。（国土交通省）

・海洋気象観測船、アルゴフロート、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測を実施した。このうち、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施した。（国土交通省）

・自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロートの投入、時系列観測係留ブイの設置、船舶による観測等を組み合わせ、大気から海洋までの統合的な海洋の観測網の構築を進めた。（文部科学省）

2)JAMSTECでは、「ディープ・トウ」の高機能化/モジュール化の基本設計を完了し、詳細設計/製作を開始した。（文部科学省）

・JAMSTECでは、深海巡航探査機「うらしま」を改造し、潜航深度を3,500mから8,000mへ大深度化した。日本海溝等で試験潜航を行い、詳細な海底地形及び海底下浅部構造データを取得した。（文部科学省）

3)測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施した。（国土交通省）

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

1)AUV戦略の方針に沿って、前年度に引き続き、AUV の利活用が期待される場面での実証試験を実施することで、社会実装に向けた制度環境の整備や、より実用的な製品の開発等につなげることを目的とする、実証試験を実施した。令和7年度においては、AUV 関連産業の発展の道筋を明らかにすることに焦点を当て、洋上風力発電施設の維持管理モデル構築、その他利用用途ビジネスモデル構築、2つのカテゴリーの実証試験の目標を設定し、実証試験とAUV 官民プラットフォーム（AUV官民PF）の活動と連動させることにより、AUV の社会実装に向けた取組をより効果的・効率的に推進する旨として実施した。（内閣府）

・官民の議論の場である「AUV官民PF」等において、実際の利用用途を想定した際のAUVなどの導入効果の試算などを通じて、開発目標、事業モデル構築に必要な情報取得等に取り組み、出口戦略を含む今後の方向性の具体化等が図られた。（内閣府）

2)海洋状況把握能力を強化するため、UUVによる海上での警戒監視を可能とする光学情報の自動目標類別技術等に関する研究を実施した。（防衛省）

・JAMSTECでは、深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測をSIトレサブルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に継続して取り組んだ。（文部科学省）

3)JAMSTECでは、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施している。さらに、スーパーコンピュータを運用している研究機関との情報交換を行いつつ、令和3年から運用を開始した第4世代の地球シミュレータの運用を行った。（文部科学省）

4)沿岸・離島地域が抱える課題解決のために活用が期待される海の次世代モビリティ（海洋ドローン）（ASV（小型無人ボート）、AUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等）について、令和3年度から計22件の実証実験を実施した。令和6年度の「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」において、さらなる社会実装には、関連する産学官、ステークホルダーが共通のビジョンとロードマップを持つことが必要であると整理されたことから、令和7年度においては、我が国における海洋ドローンの動向と方向性を総合的に検討し、次世代モビリティビジョンを選定した。（国土交通省）

ウ 市民参加型科学の推進

・海洋分野における総合知を創出するための手法の構築のため、外部評価委員会と採択機関における意見交換等を行うことで、これまでの取組状況を確認するとともに、成果の創出に向けた今後の取組の在り方について検討等を行った。（文部科学省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

（3）海洋におけるDXの促進

現在、我が国の様々な分野においてDXが進められている。海洋におけるDXは、海域で発生する自然災害の防災・減災、海洋産業における利用、包括的・持続的な海洋調査・観測を含めた科学的知見の充実等に不可欠のものである。

DXの要はデータであり、データは新産業を産み出す基盤となり得るものである。既に国際海運や養殖を含む水産業等で、データサイエンスを活用した産業が勃興しつつある。産学官でまずは利用してみるという姿勢で、海洋に関するデータの共有・利活用を加速し、データ解析・分析手法の開発も行いながら、膨大な海洋データを用いたデータ駆動型研究を推進することで、付加価値をもった情報を基にしたイノベーションを創出する。

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

イ データの共有・利活用の促進

【KPI】

・海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API公開項目数、API利用件数（再掲）（現状：アクセス件数（平均値）：10,900件/日、API公開項目数：96件（令和7年）、API利用件数（平均値）：12,300件/日（令和7年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 情報インフラ及び データ解析技術の整備	1)スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の整備・運用						
	2)海洋のデジタルツインの構築						等
イ データの共有・利活用 の促進	1)「データ統合・解析システム（DIAS）」の運用・利用拡大						
	DIASの解析環境を利用した共同研究課題の実施						
	2)海洋状況表示システム「海しる」等を活用した海洋情報の共有体制の強化						
	3)サイバーセキュリティの対策の実施						等

令和7年度の取組

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

1)地球科学研究の発展のため、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」の運用、ならびに利用者への技術支援、機器類の整備・更新を進めているほか、この地球シミュレータを用いて文部科学省の気候変動予測先端研究プログラムにおける気候モデルの開発等のほか、台風や地震などの自然現象理解に資する研究や防災策に資する研究等を行った。各研究では高度な数値計算のほか、AI技術等が取り入れられており、先端的な融合情報科学研究を進めた。（文部科学省）

・自動海洋観測ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築している。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用した。（国土交通省）

2)観測データと大規模シミュレーションによる海洋デジタルツインの研究開発として、海ごみデジタルツインの構築、データ連携ソフトウェアの開発等を行った。（文部科学省）

イ データの共有・利活用の促進

1)データ統合・解析システム（DIAS）を長期的・安定的に運用するとともに、地球環境データ（地球観測データ、気候予測データ等）を利活用した気候変動対策、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を実施した。また、DIASの解析環境を利用する共同研究課題を実施するとともに、得られた成果を公表した。（文部科学省）

2)更なる海洋情報の共有を図るため、地方自治体における海洋情報の利用実態調査等を実施した。（内閣府）

3)自動運航船の2030年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」において国内制度の検討・整備を進めており、令和7年6月には安全基準及び検査方法を策定したほか、国際海事機関(IMO)における国際ルール策定作業を主導した。（国土交通省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

（4）北極政策の推進

我が国の北極政策の三つの柱（研究開発・国際協力・持続的な利用）を今後も推進していく。

具体的な取組としては、観測の空白域の解消に資する北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。

また、これらの取組を二国間協議や国際会議の場で発信することで、日本のプレゼンスの向上を図る。

【KPI】

・北極域研究船の建造時期（現状：令和3年度着工、目標：令和8年度就航）

【海洋開発等重点戦略（※）の主な成果指標】※令和6年4月26日決定

我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図るため、令和6（2024）年度までに、北極圏国や北極圏外の関心を持つ10か国・地域以上を対象として、ポテンシャルのある北極関連の各分野の専門家やステークホルダーを特定、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度には、同対象国等を対象とした国際シンポジウム・ワークショップを各年度2回以上開催する。

また、令和8（2026）年度の「みらいⅡ」の就航以降、国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者等の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。このうち、若手研究者等の参加促進に関しては、国際研究プラットフォームとして、「みらい」及び「みらいⅡ」へ乗船した国内外の若手（40歳以下）の研究者、技術者等の人数を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの累計で200名程度とする。

令和9（2027）年には、国際北極科学委員会（IASC）が主催する研究コミュニティの年次会合であるArctic Science Summit Week（ASSW）を日本で開催し、北極研究に関する国際的な協力・協働等について議論する。これらの成果を活用するとともに、関係各国との協調・連携を強化していくことで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
研究開発	1)北極域研究船の着実な建造						北極域研究船の運航 国際研究プラットフォームとしての運用
	2)北極域研究船の国際研究プラットフォームとしての運用に向けた検討・準備						
	3)ArCS II 等による北極域研究の推進						
	「みらい」を活用した北極域研究の加速 協力分野拡大のための可能性に関する調査事業 結果を活用 ●国際シンポジウム・ワークショップの開催 ●大阪万博の機会を活用した情報発信等 結果を活用 「我が国の北極政策」（平成27年総合海洋政策本部決定）の着実な実施 「みらいII」の着実な建造（R8年度就航）と運用						
国際協力	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信						
	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信						
持続的な利用	北極海航路に関する情報収集や産学官での情報共有						

令和7年度の取組

研究開発

- 1)令和8年度の北極域研究船「みらいⅡ」就航に向けて、令和3年度から建造に着手し、令和6年度に進水、令和7年度には船内の内装工事、大型機器の搭載を行う等、建造を着実に実施した。（文部科学省）
- 2)国際研究プラットフォームとしての運用に向けて、第2回北極域研究船「みらいⅡ」国際ワークショップの開催（開催日:令和7年10月27日）や国際北極研究シンポジウム（ISAR-8）（開催日:令和7年10月28日～31日）といった国際的な北極関係会合・イベント等を通じて、関係各国との連携に関する議論を行った。（文部科学省）
・第2回国際極域研究船運航者ワークショップを開催（開催日:令和7年10月28日）して氷海域における航行ノウハウ等の情報交換を行った。さらに、将来的な「みらいⅡ」への乗船者受け入れに向けて欧州の極域研究インフラネットワーク「Polar Research Infrastructure Network（POLARIN）」に関連パートナーとして参画した。（文部科学省）
- 3)地球規模課題の対処に向け、令和7年度に開始した北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施した。（文部科学省）

国際協力

- ・北極評議会（AC）の各作業部会において、関係省庁・関係機関が出席し、我が国の科学技術面の貢献につき発信した。また、北極サークル総会や北極フロンティア会合、北極シンポジウム等の北極関連国際会議に北極担当大使や在アイスランド大使が出席し、北極域研究船「みらいⅡ」の活用を含む我が国の北極政策の発信や各国の動向の情報収集を行った。さらに、ACの今後の運営方針に関する情報を収集した。（外務省）
- ・国際シンポジウム・ワークショップの開催に関し、テーマ設定、登壇者の選定・打診・事前調整（含むワークショップ形式の打合せ）、我が国政務や国会議員、駐日大使等の登壇を含めたサブスタンスについての各種調整、政府広報ラジオや電子広告を含む事前広報、会場選定・設営や展示を含むロジスティクス面の調整等各種準備を進めた。令和8年3月13日、東京において、国際シンポジウム「新時代北極と日本の針路」を内閣府総合海洋政策推進事務局として初めて主催し、対面・オンラインの合計で約300人が参加した。シンポジウムでは、安全保障・地政学、鉱物・生物資源開発、航路、国際ルール形成、先住民の知見・課題等、広く産官学の有識者の視点からの活発な議論及び質疑応答が行われ、あわせて、日本の北極域研究や「みらいⅡ」をはじめとする日本の砕氷船建造技術に関するブース展示も行われた。シンポジウムは参加者から好評を得るとともに、「我が国の北極政策」の推進・検討に資する知見・ネットワークが構築される等の成果が得られた。また、北極海に係る諸問題に対する関係省庁連絡会議を1月及び3月に開催し、それらの機会を通じて我が国の北極政策の進捗状況の確認や議論促進に努めた。（内閣府）
- ・大阪・関西万博の機会を活用し、北極政策をはじめとした海洋政策に関する映像放映、「みらいⅡ」「COMAI」等の模型展示やトークイベントの開催を通じて、一般向けの広報・普及啓発を推進した。その結果、来場者からは科学的好奇心の喚起や教育的価値の高さが評価されるなど、効果的な情報発信を実現した。（内閣府）
- ・北極関係省庁・関係機関連絡会議を開催し、定期的な情報交換を実施するとともに、我が国の取組に関する情報を北極関係公館にも共有することで、我が国の北極政策の発信・プレゼンス向上につなげた。（外務省）

持続的な利用

- ・近年、北極海域の海氷面積が減少傾向にある中、海上輸送ルートにおける新たな選択肢として期待されている北極海航路について、同航路の利用動向や関係制度、諸外国の最新動向に関する調査を実施した。（国土交通省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

（5）国際連携・国際協力

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。

国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際機関における我が国の人的プレゼンスを含め、国際機関や国際会議への積極的な参加・貢献を通じ、国際ルール形成を主導していく。また、海洋に関する紛争や利害の対立等に際しては、国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

インド太平洋海域の海洋安全保障における我が国のリーダーシップを発揮し、対話を促進するため、海洋分野においても、ODAを戦略的に活用する。

具体的には、諸外国（特にインド太平洋諸国）への海洋に関わる課題解決の支援について、海上法執行、捜索救助、MDA等能力の構築に向けた巡視船を含む機材供与や、海上保安政策プログラム（MSP）の拡充を含む人材育成・交流等の取組を引き続き戦略的に進めていく。その際、効率的かつ効果的な支援のため、総合的な支援戦略の策定及び途上国のニーズに合致した巡視船等を迅速かつ安価に提供するための巡視船の標準化等の検討が重要である。

また、ODAとは別に、軍等に対する資機材供与やインフラ整備等を通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献する新たな無償資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA）を創設した。OSAを活用し、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与していく。

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

SDG14への貢献に関しては、海洋に関わる多様なリテラシーの向上と各国が抱える海洋に関わる課題（海洋汚染の防止、生態系の保全、水産資源の管理と経済便益の増大及び零細漁業の振興や、防災/減災・海洋産業振興の科学技術開発等）への協力を強化・拡充する。あわせて、それらの解決が可能な専門人材の育成・交流等、諸外国の海洋に関わる課題解決に向けた我が国ODAによる知見の蓄積と提供等の協力を継続・強化する。

【KPI】

a)海上法執行能力強化のための技術協力及び研修等への参加国数（現状：32カ国（令和6年度の実績）、目標：20カ国以上（令和7年まで）

b)海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化のための研修・セミナー等への参加者数（現状：847人（令和6年度の実績）、目標：800人以上（令和7年まで）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)		
ア 「海における法の支配」及び 国際ルール形成の主導	1)アワオーシャン会議等の活用 (ハイレベルによる出席やコミットメントの発表、海洋基本計画や官民含む日本モデルの発信等を通じて国際社会における我が国のプレゼンス強化、「海における法の支配」及び科学的知見に基づく政策の実施」の浸透を推進する。)						等	
	2)国際連合等における海洋に関する議論への積極的な対応 (IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画し、各施策の進捗に応じ発信・連携を強化する。)							
イ 総合的な海洋の安全保障に 向けたインド太平洋地域等 の諸外国との連携強化	第19回IISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第20回IISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第21回IISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	第22回IISSアジア 安全保障会議 (シンガポール)	IISSアジア安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	IISSアジア安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	等	
	第7回日ASEAN 防衛担当大臣会合	第8回日ASEAN 防衛担当大臣会合		第9回日ASEAN 防衛担当大臣会合	1)日ASEAN防衛担当大臣会合、 拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス）等国際枠組みを積極的に活用し、 我が国の安全確保や関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化する。			
	第9回拡大ASEAN国防相 会議（ADMMプラス）	第10回拡大ASEAN国防相 会議（ADMMプラス）	第11回拡大ASEAN国防相 会議（ADMMプラス）	第12回拡大ASEAN国防相 会議（ADMMプラス）				
	2)海上法執行能力強化のための人材育成 海上法執行能力強化のための技術協力、研修等の実施（目標：令和7年度までに、20 か国以上、800人以上）							等
ウ 持続可能な海洋の構築に 向けた協力強化				持続可能な開発目標（SDG） 14 実施支援国連会議 （国連海洋会議）			等	
	1)日本が表明した自主的取組やアクションプラン等の着実な実施・履行							
	2)2021～2030年「国連海洋科学のための10年」							

令和7年度 of 取組

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

1)令和7年4月28～30日に韓国において開催された第10回アワ・オーシャン会議に、原宏彰内閣府審議官が日本政府代表として参加し、気候変動や海洋の安全保障を中心に、計31件、約19億ドル相当の取組を、本会議における海洋分野における我が国の取組として発表した。(内閣府)

・また、令和7年5月1～2日に韓国において開催された第5回APEC海洋担当大臣会合に、鳩山二郎内閣府海洋政策担当副大臣が日本政府代表として参加し、鳩山副大臣から、自由で開かれた貿易・投資環境の実現を推進するAPECの基本理念の尊重と漁業・水産資源の利活用、海洋分野の経済開発に関する我が国の取組を発言した。(内閣府)

2)国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS) や国連総会決議「海洋及び海洋法」非公式協議等の海洋法関連会合に積極的に参加し、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化に向けて取り組んだ。なお、令和7年度末時点で、171か国及び欧州連合 (EU) がUNCLOSを締結している。(外務省)

・気候変動に伴う海面上昇により海岸線が後退した場合もUNCLOSに従って設定された既存の基線の維持は許容されとの立場をとる旨を令和5年2月に発表して以降、各国と連携してその支持拡大に向け国際社会に働きかけた。令和7年に公表された「国際法に関連する海面上昇」に関する国連国際法委員会 (ILC) 最終報告書及び「気候変動に係る国家の義務」に関する国際司法裁判所 (ICJ) 勧告的意見は、当該日本政府の立場と一致する見解を示した。(外務省)

・令和5年6月に採択された国連公海等生物多様性協定 (BBNJ協定) の発効及び締約国会議第1回会合の開催に向けた準備委員会において、日本は、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用との間の均衡を確保し、関連する国際的な枠組みを尊重した、健全かつ効果的な協定の実施の仕組みを作るべく、議論に積極的に参加した。また、令和7年12月にBBNJ協定への加入書を国連事務総長に寄託し、同協定の締約国 (原締約国の一つ) となった。翌令和8年1月に同協定は発効した。(外務省)

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

1)ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいる。令和7年度は、ADMMプラスの枠組みにおいて日本がフィリピンと共同議長を務める海洋安全保障専門家会合を令和8年3月に日本で開催し、海洋安全保障分野における国際連携を推進していく重要性を訴え、今後の更なる協力に向け参加国間で認識を深化させた。（防衛省）

・令和7年11月、マレーシアにて開催した第9回日ASEAN防衛担当大臣会合に防衛大臣が参加し、これからの日ASEAN防衛関係強化についてスピーチを行った。本スピーチにおいて、海洋の安定と安全が地域の繁栄に不可欠であるとして、日本が日ASEAN間の海洋における協力を極めて重視している旨発表し、今後の更なる連携を呼び掛けた。（防衛省）

・令和7年5月、シンガポールにて開催された第22回「アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）」に海上保安庁長官が初めて参加した。同会合では、アジア太平洋における協力的な海上安全保障に関する特別セッションにおいてスピーチを行い、海洋における法の支配という普遍的価値観の共有を図るとともに、世界規模での海上保安能力の強化が不可欠であること、同時にすべての関係者が協力して海洋安全保障上の課題を克服することが重要であることを述べた。（国土交通省）

・外国海上保安機関等との連携に関する多国間の取組として、第4回世界海上保安機関長官級会合に海上保安庁長官が参加し、イタリア沿岸警備隊と共同議長を務めたほか、第25回北太平洋海上保安フォーラム、第21回アジア海上保安機関長官級会合に参加した。（国土交通省）

2)フィリピン沿岸警備隊、マレーシア海上法令執行庁及びインドネシア海上保安機構にJICA長期専門家を引き続き派遣し、海上法執行等に関する能力向上支援に取り組んだ。（外務省、国土交通省）

・OSA創設3年目となる令和7年度は、令和8年2月までに、フィリピンに対し複合艇格納施設及び進水路の建設、インドネシアに対し高速警備艇の供与、スリランカに対し警戒監視用無人航空機（UAV）の供与等をそれぞれ内容とする書簡の署名・交換を行った。（外務省）

・能力向上支援に関しては、ジブチ、スリランカ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、パラオ、ミクロネシア、マーシャルの海上保安機関職員に対し、海上法執行、油防除、救難技能、捜査・鑑識、立入検査等に係る能力向上支援を現地にて実施した。また、令和7年11月インドネシアにて、豪州国境警備隊（ABF）等と連携して、インドネシア海上保安機関に対し能力向上支援を実施した。（国土交通省）

・海上保安政策プログラムに関しては、令和7年9月に第10期9名（バングラデシュ1名、インド1名、インドネシア1名、モルディブ1名、パラオ1名、フィリピン1名、スリランカ1名、日本2名）が同プログラムを修了し、平成27年の開講以来延べ78名の修了生を輩出した。（国土交通省）

・令和7年6月、鹿児島において米国沿岸警備隊及びフィリピン沿岸警備隊と合同で捜索救助訓練を実施した。これは、令和6年4月の日米比首脳による共同ビジョンステートメント発表後初の日米比三カ国による合同訓練であり、本訓練を通じ三カ国の連携・協力体制の強化を図った。（国土交通省）

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

1)令和7年6月、第三回持続可能な開発目標（SDG）14実施支援国連会議（国連海洋会議）（UNOC3）がフランスのニースにおいて開催され、我が国からは24件の自主的取組を登録した。外務省から、松本尚外務大臣政務官（当時）が出席し、海洋国家・日本として、SDG14の達成に向け、（1）国際約束の策定・実施に向けた協力、（2）先進的な取組の実施と国際社会への普及、（3）開発協力の推進を重視する旨発言した。（外務省）

2)生物多様性国家戦略2023-2030等に従い、30by30目標等の達成に向けて、海域におけるOECMに該当する場所の検討等を行った。（環境省）

3)国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所（SYKE）との研究協力協定に基づき、ブラックカーボン（BC）や短寿命気候強制因子の国家排出インベントリの算出方法の比較など、北極域の気候・環境研究に関する情報交換を定期的に行った。（環境省）

・海洋観測に関する国際協力として、JAMSTECにおいて、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」（2021-2030）に貢献するアクションとして承認された国際プログラムやプロジェクト等への参加及び、新規アクションに関する議論や提案を通じて、「国連海洋科学の10年」の推進に貢献する等の取組を実施した。（文部科学省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

（6）海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

海の恵みを子孫に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成・確保が重要である。特に、洋上風力発電等の新たなニーズが高まるとともに、海洋においてもDXが求められる現状において、海洋産業の魅力や重要性を発信しつつ、産業構造の転換に対応した高度な海洋人材を育成・確保することや、デジタル化に関心の強い学生を海洋分野に引きつけることは、我が国の成長戦略の柱として必要な取組である。

海洋人材の育成は、子どもや若者が海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業の存在や、その重要性、将来性、魅力を認識すること等により関心を持つところから始まる。このため、学校を中心として海洋に関する教育を推進する。

また、人材育成・確保を含めた海洋政策推進のため、海洋科学技術への市民参加型科学の推進等を通じて、人類のフロンティアとしての海、海洋生態系、海洋に係る我が国の位置づけ、地域に根ざした海洋の歴史・文化等の理解、持続可能な海洋や幅広い海洋に関する知識の習得等、海洋に関する国民理解の増進に努める。

その際、「海の日」制定の意義を踏まえ、「海の日」の更なる活用方策を検討するとともに、国民が海を身近に感じられるよう、安全への配慮等も含め、海洋に実際に触れあう機会を充実させることが必要である。

ア 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応
- ② 海技者教育・専門家の育成
- ③ 海洋におけるDXへの対応
- ④ 多様な人材の育成と確保

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

【KPI】

- ・外航船員新規就業（現状：159人（平成30年～令和4年の平均）、目標：160人（令和5年～令和9年の平均））
- ・多科配乗の改善に向けた大学のカリキュラム改定（現状：神戸大学及び東京海洋大学は、既にカリキュラム改正済。目標：商船系大学におけるカリキュラム改定を乗船実習配乗計画へ反映し、3科以上の混乗を3回に抑制（令和9年度））（注：移行期は一時的に状態が悪化することがあり得る）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
ア 海洋人材の育成・確保	各分野に応じて専門人材を育成・確保 1) 海洋産業の育成と構造転換に対応した人材の育成・確保等 2) 産学官の連携による船員教育機関での乗船実習教育における多科・多人数配乗の改善 (商船系大学におけるカリキュラム改定の乗船実習計画への反映) 3) 諸施策による船員への就業・定着の推進 4) 船員・水産業等での若年者の確保・女性活躍の推進等の多様な人材の育成と確保						
イ 子どもや若者に対する 海洋に関する教育の 推進	1) 海洋教育推進事業等による海洋教育の推進 2) 海の日イベント等 海の日イベント等 海の日イベント等 海の日イベント等 海の日イベント等						

令和7年度の取組

ア 海洋人材の育成・確保

1)洋上風力の事業開発を担う人材、エンジニア、専門作業員の育成に向け、カリキュラム作成やトレーニング施設整備に係る支援を行っており、支援を受けた事業者により、トレーニング施設が5か所完成している。また、令和6年6月には、産業界と教育・研究機関が連携して人材育成を進めるための枠組みとして、洋上風力人材育成推進協議会（略称：ECOWIND）が立ち上がって、高専機構との交流を開始し、令和7年度からは高専での出前授業等を実施している。（経済産業省）

・東京海洋大学では、社会人学生も対象に、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を実施した。（文部科学省）

2)東京海洋大学及び神戸大学におけるカリキュラム改定を独立行政法人海技教育機構の乗船実習配乗計画に反映させ、乗船実習を実施した。（国土交通省）

・東京海洋大学では、多科・多人数配乗の改善のため、令和6年度から新カリキュラムを導入している。（文部科学省）

3) 優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上のため、LNG燃料船の乗組員向け訓練の内容及び教授方法に関する研修を実施した。（国土交通省）

・令和6年4月に「海技人材の確保のあり方に関する検討会」を立ち上げた。令和7年6月のとりまとめでは、船員不足の深刻化、今後の少子化等も見据えて、陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの拡大等の海技人材の養成ルートの強化や、船員職業安定制度の見直しやハローワークとの連携強化等の海技人材確保の間口の拡充等の方向性が示された。（国土交通省）

4)女性船員については、平成30年4月の「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」の提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信等に取り組んでいるほか、令和7年6月の「海技人材の確保のあり方に関する検討会」とりまとめで示された、船員分野におけるカスハラやセクハラといったハラスメント対策の充実など、女性はもとより多様な人材にとって働きやすい環境の整備に取り組んでいる。（国土交通省）

・海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給している。（国土交通省）

・船員の働き方改革の推進に向けては、船員の労務管理の適正化のための仕組み等の実効性を確保するため、各種ガイドライン等の積極的な周知などを行うとともに、船員行政のデジタル化の取組を進めているほか、令和7年4月に成立した「船員法等の一部を改正する法律」により措置した快適な海上労働環境の形成のための措置を講ずることを船舶所有者に促す仕組み等を通じて、働きやすく魅力ある労働環境の形成に取り組んでいる。（国土交通省）

・海運業における女性船員数（国土交通省）

令和6年度 945名

令和5年度 874名

令和4年度 861名

令和3年度 820名

令和2年度 850名

・日本船舶・船員確保計画の認定事業者に対して、船員の育成経費の補助を行った。（国土交通省）

※令和7年度補助実績：96者（266名分）

・退職予定自衛官に対する再就職支援において、船員への再就職を希望する海上自衛官等に対し、海技士等の資格取得に係る職業訓練を実施。また、令和6年12月にとりまとめた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、退職する自衛官が自衛隊で培った知識・技能・経験を活かすことができる環境を整えるため、令和7年3月、国土交通省、防衛省及び事業者団体との連名で海運業における人材確保と退職自衛官の円滑な再就職支援についての申合せを締結。さらに、同年4月より、国土交通省と連携し、海技士資格取得にかかる免許講習の免除など更なる簡素化を行い、退職自衛官の活用促進のための取組を実施した。（防衛省）

・漁村において、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む女性の活動を促進するため、資質向上のための人材育成研修を実施するとともに、漁村女性グループによる加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組への支援を行った。（農林水産省）

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

1)令和7年6月、第4回「ニッポン学びの海プラットフォーム」（関係府省・関係機関で構成）を開催し、海洋分野における人材育成・確保及び国民の理解増進に向けた各省庁の取組について情報共有を行った。あわせて、これまでの取組実績を踏まえ、参画する関係府省・団体等が連携を強化することにより効果的と考えられる取組の在り方について議論を行った。

（内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

・キャリア教育・教科等横断的な学習での活用を目的とした「海洋教育に関する中学生・中学校向けリーフレット」及び高等学校の必修科目である「情報I」での活用を目的とした「海洋データの分析動画」を海洋教育情報プラットフォームに掲載している。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

・学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」及び同プログラムに応じたオンライン授業動画を全国の小・中学校教員への周知を図った。（国土交通省）

・JAMSTECでは、海洋STEAM事業においてこれまでの調査研究活動を通じて得られた成果や画像データ等を活用して、海洋分野に関連する学習指導要領に沿ったSTEAM教材を制作した。また、地方自治体と連携し、制作した教材を学校授業に導入した。さらに、大学教員や小中高等学校の教員からなるコンソーシアムを新設し、海洋STEAM教材を活用した授業の実践方法や指導方法について議論するスキームを構築した。さらに、議論の内容を取りまとめ、効果的な授業実践や教員養成に資する、海洋地球分野で初めてとなるSTEAM教育書籍『海洋STEAM教育ハンドブック』を令和8年3月に発刊した。

（文部科学省）

・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)では、探究・STEAM教育の推進を目的としたポータルサイト「サイエンスティーム」を通じて、海洋教育に関するイベント情報やJAMSTECが開発したSTEAM教材を掲載するなど、関連情報の発信を行った。（文部科学省）

2)「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージの発信に併せ、海の日記念行事や海の月間の行事として、全国各地で行われる海に関する様々なイベントの紹介等を行うとともに、内閣府の広報ウェブ（内閣府New Wave）に海洋教育情報プラットフォームや海洋教育に関するコンテンツ、関係省庁等の関連情報を掲載した。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

・令和7年8月、大阪・関西万博において、海洋生物、海洋技術等を展示するとともに、北極、深海をはじめとした海洋研究の専門家等によるトークセッション等を実施した。（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）

・海と船の情報ポータルサイト「海ココ」内にある海洋産業を支える仕事や職業の紹介ページ「SEA-GOTO」において、広報動画の配信を行った。（内閣府、国土交通省）

・幅広い層・世代において海洋に関して理解が増進されるよう、海洋に関連する展示会等（CEATEC2025、Techno-Ocean2025、Offshore Tech2025、全国「海の学び」フォーラム等）において、海洋基本法や第4期海洋基本計画、海洋開発等重点戦略等についての講演や展示等を実施した。（内閣府）

・毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施しており、令和7年度は東京都江東区青海にて「海の日記念行事」を開催した。（内閣府、国土交通省）

・海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、令和7年7月に「第18回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）の受賞者を発表した。（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

・SNS（X(旧Twitter)・Instagram・YouTube）を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行っており、現在のSNS総フォロワー数は約12,000人を超えている。（国土交通省）

・JAMSTECでは研究航海のリアルタイム配信を実施し、世界最深部からのサンプルリターンという歓喜の瞬間と臨場感を視聴者と共有するなど、積極的な広報活動を行った。また、全国各地の科学館・博物館・水族館や連携する地方公共団体の海洋イベント等に協力し海洋研究開発の紹介を行い、研究施設等の一般公開を開催した。（文部科学省）

第4期海洋基本計画に基づく工程表（令和7年度）

【総合評価】

■全般について

・海洋を取り巻く国際情勢や気候変動の影響が、経済・国民生活の両面で一層顕在化している中、6つの重要ミッションに基づき、優先度を踏まえて施策が推進されている点は評価できる。また、第四期海洋基本計画の策定時の課題であった総合海洋政策推進事務局の機能強化について、予算の拡充が図られていることも前進と受け止めている。

他方、第三期海洋基本計画と比較してプロジェクトチーム（PT）やスタディグループ（SG）の活用機会が減少している点はやや懸念される。進捗が遅れている分野や新たな課題への対応にあたっては、これらの枠組みをより機動的に活用すべきである。

・工程表「1. 総合的な海洋の安全保障 (2) 海洋の安全保障の強化に貢献する施策」、「2. 持続可能な海洋の構築 (1) カーボンニュートラルへの貢献」、「3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針 (3) 海洋におけるDXの促進、(6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進」に関する取り組みを推進していくにあたり、日本政府の取り組みに加えて、民間企業・団体の力を活用した取り組みを増やすための施策を拡充してはどうか。

・AUVや造船分野については、国際競争の中での戦略の明確化が引き続き課題と考えられる。民間主導の成長を見据えつつも、一定期間、国による継続的支援が不可欠である可能性がある。そうした戦略の検討にあたり、PTやSGの活用を一層進めることが有効ではないか。

・成長戦略会議の検討結果を総合海洋政策本部参与会議での議論にも活かして検討を進めるべきである。

■海洋開発等重点戦略における重要ミッション推進に当たって

（1）自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進

AUVやUSV等の海洋無人機（海洋ドローン）や周辺技術を含む海洋ロボティクスは、海洋インフラの点検、海洋観測、海洋資源開発等海洋に関わる様々な活動の省人化等に資する技術であり、引き続き、その開発・利用を推進し、官民による協議体その他の官民連携の仕組みを効率的・効果的に活かしつつ、令和12年（2030年）の社会実装実現を確かなものとするべきである。

海洋ロボティクスの産業化に当たっては、先進的センサー技術との組み合わせなどの運用サービスや取得する海洋データの利活用の方法も含めたパッケージとして展開することにより高付加価値化を図りつつ進めていくことが重要である。例えば、国内外のニーズを踏まえつつ、洋上風力発電設備の点検等、大きな柱となるような分野でのサービスをパッケージとして売り込んでいくべきである。また、実証海域の確保という観点から、グッドプラクティス事例や市場規模の見込み等について、積極的なアウトリーチ活動を行っていくべきである。さらに、特区制度の活用等により実証海域を拡大させ、海洋ロボティクスの運航の実績を積み上げることで、社会実装を加速させるべきである。また、海洋ロボティクスの普及を見据えた諸制度のあり方についても検討を進めるべきである。

石油・ガス開発、安全保障利用を背景に先行している欧米企業に比して、海洋ロボティクスの活動の機会・規模が限定的であることに鑑み、安全保障分野等での初期需要創出により、国内生産基盤の構築につなげていくという視点についても、留意すべきである。

さらに、海洋ロボティクスの複数の機体・機種の同時運用等の実現を目指した取組を推進すべきである。

・AUVの利用実証件数に関わるKPIは達成していると評価する。一方で「令和9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて10件程度のAUV事業モデルを構築する」というKPIはかなり野心的であり、実現に向けた戦略をしっかりと立てて進めるべきである。

（２）海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進

海洋状況把握（MDA）とは、我が国周辺海域のほか、シーレーン等海洋安全保障上重要な海域、自然災害対策、海洋環境保全及び海洋産業振興等に必要海域に関連する多様な情報を集約・共有・解析することにより、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握する取組である。本能力の向上においては、引き続き、衛星、AI、海洋ロボティクス等の新技術を活用していくとともに、多くの情報を解析に利用できるようデータの標準化を図ることも重要である。

MDAは一国のみでは達成できないことから、関係する国々との連携・協力が基本と言える。シーレーン沿岸国等への能力向上支援に際しては、シーレーンといった「線的」な海域のみならず、海底ケーブルへの危害やIUU漁業と言った不法行為の舞台となる「面的」な海域の監視についても、支援の念頭に置くべきである。同盟国・同志国との連携に際しては、個別の連携のみでなく、我が国が西太平洋上の国々との連携を組織的にネットワークングしていくと言った方向性にも留意すべきである。

海洋情報の産業分野への利活用促進に関しては、「海しる」を基に、民間企業が有する多様な有償情報も取り扱う「海しるビジネスプラットフォーム」の構築において、その利用事例も念頭に置きつつ、海洋ロボティクスや次世代の電子海図規格S-100シリーズ等がもたらすこれまでにない情報の新たな流通や産業ニーズについても留意しながら、検討を進めていくことが重要である。

海に関する情報には、世界共通の財産として取り扱うべき貴重なものもある。これらについては、恒常的に公開されていることが望ましく、「海しる」等の海洋情報のデータベースについては、着実に予算を確保し、長期的な運用を目指すべきである。また、観測データを利用して社会課題の解決に貢献すべく、全球海洋観測システムを維持・強化するとともに、海洋地球デジタルツインの開発を通じ、付加価値の高い予測情報を共有すべきである。

海に限らず情報のセキュリティ環境は厳しさを増している。「必要な情報」の「必要な相手」への提供（共有）を基本とし、引き続き、情報セキュリティの適切な確保が必要である。

（３）洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）展開に向けた制度整備の推進

洋上風力発電については、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、不確実な国際環境下で日本の電力と産業を守るという現実的な安全保障政策の一環として、引き続きその促進を図るべきである。

平成31年（2019年）４月に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）について、同法の改正法が令和７年６月に公布、令和８年４月に施行され、今後は同改正法に基づき、洋上風力発電のEEZ展開が見込まれる。また、洋上風力発電を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、公募制度の見直し等も行われている。今後も、事業環境の整備、民間事業者が自立経営できるような健全な地盤を確立するための制度設計、サプライチェーンの維持・確保を含む産業振興策としての検討を進めるべきである。また、事業の安定的な継続を可能とするため、海洋環境の保全、地域型サプライチェーンの形成を通じた雇用創出や地方創生の観点にも配慮すべきである。

洋上風力発電の適地選定に当たっては、その前提となる海洋データの整備、関係する多様なステークホルダー間の合意形成が重要であり、内閣府総合海洋政策推進事務局における調査事業の結果を含め、関係府省が連携しつつ、データの整備及びステークホルダー間の調整や意識合わせを丁寧に進めるべきである。

EEZへの展開に当たっての鍵となる浮体式洋上風力発電の案件形成について、上記も踏まえつつ、より一層の推進を図るべきである。

・工程表「2. 持続可能な海洋の構築 (1)カーボンニュートラルへの貢献」に関するKPI及び「海洋開発等重点戦略の主な成果指標」は達成していると評価する。引き続き、洋上風力発電に関しては、昨今の国際情勢の不安定さから燃料の不足が社会に大きな影響を与えていることから案件形成の目標達成に向け、国をあげて加速して推進すべきである。カーボンニュートラルの実現するための戦略もしっかり立てつつ進めていただきたい。

・洋上風力の案件形成に係るKPIについては、達成に向け課題が残されているものの、関連法改正により制度的な基盤整備は進展している。今後はEEZにおける具体的な案件形成に向け、関係者の理解醸成とともに、必要なデータの収集・発信を関係府省庁が連携して進めることが求められる。

・洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）への拡大を実現するための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立に尽力した内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省の活動は大変素晴らしい。

（４）特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）の「海洋安全保障プラットフォームの構築」においては、南鳥島周辺海域で確認されたレアアース泥に係るレアアース生産技術開発、海洋環境影響評価手法の検討、海洋ロボティクス調査技術研究及びＣＣＳ（二酸化炭素の回収・貯留）の調査研究が、複層的に実施されているところ、本取組を着実に進めていくべきである。海洋開発等重点戦略においては、令和９年度（2027年度）末までに、ＳＩＰにより実効性の高い社会実装プランを取りまとめるとされており、今後、レアアース泥の本土への運搬や分離、精製といった新たな局面に入っていくことも踏まえ、ＳＩＰと内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係府省が緊密に連携していくことが重要である。

また、事業の実施に当たっては、引き続き、得られた情報の適切な活用、安全の確保、国内海洋産業育成への貢献に留意すべきである。

さらに、社会実装プラン取りまとめ後の南鳥島周辺海域におけるレアアース生産のあり方について、検討を加速化すべきである。

- ・レアアース泥の生産技術の開発・実証に関するKPIは達成していると評価する。今後は、レアアース泥の成分について採掘するために必要な費用に対して経済効果が見込める微量金属量を数値化したKPIの設定を期待する。世界の動向はマンガノジュールの採掘かと思うが、そちらに関する日本の取り組みについても、今後は、KPIを設定して進めていくべきである。

- ・「海洋開発等重点戦略の主な成果指標」（特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進）ではSIPによるレアアース生産の社会実装化プランの取りまとめを、SIP 3期最終年度（2028年3月）までに内閣府科学技術・イノベーション推進事務局にて進めると示してあるが、SIP 3期で実施するレアアース生産試験は実生産システムまでは距離感があるため、もう一段階大型の生産試験を次に織り込んだうえで、社会実装へつなぐようなステップを示すことが必要ではないか。総合海洋政策推進事務局として関係省庁と協力して、そのような大型のレアアース海洋生産試験の実現に貢献してほしい。

- ・工程表「1. 総合的な海洋の安全保障(2)海洋の安全保障の強化に貢献する施策」のKPIについて、一部に未達項目はあるものの、全体としては相応の進展が見られる。第三期SIPにおいて、水深6,000メートルからのレアアース泥の揚収に成功したことは、我が国の技術力を示す重要な成果であり、対外発信の観点からも更なる活用が期待される。

- ・特定離島である南鳥島及びその周辺海域の開発に関しては、開発動向に係る情報収集に加え、開発や気候変動に伴う海面上昇が南鳥島の保全に及ぼす影響についても注視していくべきではないか。現時点ではビーチロックの形成により海岸線は比較的安定しているものの、将来的な環境変化による海岸侵食の可能性を考慮する必要がある。

（５）管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

国境離島については、我が国の領海・ＥＥＺを守るため重要な役割を担っており、引き続き、本取組を推進すべきである。国境離島の状況把握の実施に当たっては、低潮線の保全の観点から浅海域の地形も重要であるため、民間で取得された浅海域の地形データの活用も含め、効率的な状況把握に努めるべきである。今後、気候変動の影響により海面上昇、地形変状が加速することもあり得るため、持続可能な維持のための継続的なモニタリングが重要である。

本取組に係るデータ整備に当たっては、新技術の活用を図るとともに、関係府省間での連携を強化すべきである。

- ・国境離島の状況把握は順調に進んでいるものと認識している。一方で、状況把握においては変状の有無を的確に把握できることが重要であるため、情報収集に加え、その分析手法についても引き続き検討を進めていただきたい。

（６）北極政策における国際連携の推進等

北極政策における国際連携の推進に当たって、研究開発と国際協力の両輪で取組を進めるべきであり、我が国の貢献を継続的に世界に示すことが重要である。例えば、我が国が長年実施してきた西部北極海の海洋観測の研究成果等が科学的エビデンスとなり、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止する協定」が迅速に締結された事例は、科学データが国際協定締結に直接貢献した好事例といえる。今後も、我が国が、国際ルール形成において重要な役割を果たすことができるよう、研究開発と国際協力を連携させた取組を進めるべきである。また、研究開発の成果について、「防災や海運・海洋生物資源開発等の将来的な経済活動にも貢献できるよう留意」と海洋開発等重点戦略において触れられているが、北極海沿岸に居住する先住民を含む地域住民社会の適応策を将来にわたって検討する際にも、こうした研究成果が貢献可能である点にも留意すべきである。なお、北極域の持続可能な利活用の探究に当たっては、当該海域が、鯨などの大型哺乳類の生息地域でもあり、環境や海洋生態系に負荷をかけることのないよう十分に配慮する必要がある点に留意すべきである。

今後の具体的な取組として、特に「みらいⅡ」について、着実な運用を確保すべく、その運航費については、確実に確保すべきである。「みらいⅡ」の運用に際しては柔軟性、採算性も念頭にいた上で、民間の調査での活用についても、検討の対象とすべきである。また、「みらいⅡ」を各国と協力可能な分野に使うことは当然ながら、国際研究プラットフォームとしての活用など我が国のプレゼンスを示していく工夫が必要である。加えて、北極域研究強化プロジェクト（ArCSⅢ）を通して、観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有等を着実に進めるべきである。

一方、平成27年（2015年）10月に総合海洋政策本部決定された「我が国の北極政策」の3本柱（研究開発、国際協力、持続可能な利用）を含めた基本的な考え方は引き続き有効であると認識しつつも、北極海の戦略的な価値及び国際情勢を踏まえた関心の高まりを踏まえ、その改定について、検討に着手すべきである。改定にあっては、沿岸国との協力の観点と航行の権利の主張との間のバランス、北極海航路の利用がより活性化した場合の海難事故や環境問題への対策、温暖化による北極海・北極域の環境激変への対応、ネイチャーポジティブの取組を含めた責任ある開発の観点に留意すべきである。また、各国の北極政策について、引き続き、積極的な情報収集を進めるべきである。

- ・AIやビッグデータの活用が進む中で、基盤となる観測・研究の重要性は増している。北極・南極を含む全球観測を着実に進め、国際的な枠組みの中で貢献を果たしていくことが、海洋国家としての基盤強化につながるものと考えられる。

- ・工程表「3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針（4）北極政策の推進」のKPIとして設定されている北極域研究船の建造時期に向けて、着実に進捗していると評価できる。

- ・工程表「3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針（4）北極政策の推進」の「海洋開発等重点戦略の主な成果指標」は国際プラットフォームとして海外からの若手研究者・技術者の乗船者数の複数年度の累積人数（2029年までに200名）としているが、今後、年間に目標とする運航日数などさらに野心的なKPIの設定が期待される。

- ・欧州の極域研究インフラネットワーク「Polar Research Infrastructure Network（POLARIN）」に関連パートナーとして参画した点は高く評価する。

■持続可能な海洋の構築

- ・CCSについては、九十九里沖の区域指定や苫小牧沖での試掘開始など、具体的進展が見られる点は評価できる。
- ・脱炭素社会の実現に向けた海洋由来のエネルギーの利用について、基地港湾の一時的な利用に関する協議を行うための協議会制度の創設等を位置づけた「港湾法等の一部を改正する法律」の施行にも尽力した国土交通省の関係者に敬意を表したい。
- ・CO2の回収・貯留の推進においては、海外での貯留だけに頼ることなく、国内展開を第一に考え、地方経済への貢献を果たすべきである。その際、バリューチェーンの各位置における国の支援の詳細を早期に公表し、民間の投資意欲を促すべきである。
- ・CCSの実装に向けた技術開発・調査が進められていることを評価する。次のKPIの設定には、事業の社会実装に向けた具体的な数値を期待する。
- ・カーボンニュートラルへの海洋分野の貢献については、個別技術の導入促進に加え、脱炭素化を支える海洋産業基盤そのものを国内に形成する視点が重要である。洋上風力発電については、EEZ展開を含む制度整備の進展を踏まえ、海域選定、海象・海底地形・環境データの整備、系統接続、基地港湾、作業船、保守点検、人材、地域・漁業との共生を一体として進める必要がある。特に浮体式洋上風力発電については、浮体、係留・アンカー、ダイナミックケーブル、設置・保守船、AUV等による点検サービスを含め、国内サプライチェーンを戦略的に育成し、産業政策として推進すべきである。
- ・30by30目標の達成に向けた取組は進められているものの、現時点では達成に向けてなお課題があると考えられる。沿岸域管理、里海、海業等の取組を有機的に連携させることにより、保全と利用の両立を図る中で、日本型MPAの拡充の方向性がより明確になることが期待される。
- ・工程表「2. 持続可能な海洋の構築 (2)海洋環境の保全・再生・維持」に関するKPIについては、海洋保護区及びOECMの設定（30by30）が主な指標となっているが、年度ごとの達成目標が示されていない点に課題がある。30by30目標の着実な達成に向けては、いつまでにどの程度の面積を確保するのかといった具体的な中間目標を設定し、計画的に取り組むことが重要である。今後は、海洋環境保全の取組状況や成果をより適切に評価できるよう、日本独自の視点を反映したKPIの設定が期待される。
- ・プラスチックゴミにかかる取り組みについては関係する省庁が連携して取り組む「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて確実な取り組みを期待する。
- ・工程表「2.持続可能な海洋の構築 (4)取組の根拠となる知見の充実・活用」について、日本周辺の気候変動に関する最新の情報の啓発に努めるべきである。
- ・海洋分野におけるデータ・情報の取扱いに関する課題やニーズも関係省庁と共有し、政府一体となって、情報の活用促進と適切な保護の両立に向けた取組を進めていくべきである。

■海洋人材の育成等

海洋人材の育成等の重要性については、第4期海洋基本計画においても、繰り返し触れられているところである。昨年の総合海洋政策本部参与会議意見書でも改めてその重要性を確認した。引き続き関係府省が連携して取組の強化を図るべきである。具体的には、船内環境を改善することに加え、海に携わる人材に対する処遇の改善を図るとともに、教育が、産業振興の礎となることを十分に踏まえ、船員育成機関の運営費交付金など予算措置を講じた上で、海技人材の養成・確保に係る施策を推進していくべきである。さらに、海技人材の養成・確保については、独立行政法人海技教育機構で課題となってきた多科・多人数配乗の改善や、資格制度の合理的な運用に留意すべきである。

造船業における人材の確保・育成に向けては、「造船業再生に向けたロードマップ」に基づき、関係府省が連携して取り組むべきである。

昨今の温暖化や極端現象の理解のためにも海洋科学の研究推進、教育の充実は必須であり、必要な取組について検討すべきである。

海上保安庁・海上自衛隊の人材確保と体制強化は喫緊の課題であり、人口減少を安全保障上の課題と認識し、柔軟なキャリアパス構築を可能とするなど海に携わる仕事全体の魅力向上を含め、政府全体で対処することが重要である。

浮体式洋上風力発電やCCS（二酸化炭素の回収・貯留）など、政府が産業化の目標を掲げる取組については、ロードマップに則った産業規模に応じた人材育成の具体策を講じるべきである。また、海洋分野のDX化の流れに対し、異業種のデジタル分野に明るい人材を取り込んでリスクリングを行うことも重要である。

国民の海洋への理解醸成という観点からも、若い世代や初等・中等教育に関わる教員が海に親しむ機会を創出し、海洋人材育成の裾野を広げるべきである。また、若年層の教育の場への取組などについては、他分野での施策も参考としながら海洋分野における具体的な施策を打ち出すことが求められる。

・工程表「1. 総合的な海洋の安全保障 (1)海洋の安全保障」に関するKPIの達成状況については、全体としては概ね順調に進捗していると見受けられる。特に、自衛官の若年定年退職者の活用について、海上保安庁の船員・飛行・陸上職員への採用拡大が図られている点は、人材確保の観点から有意義な取組と評価できる。

・人材育成については、戦略17分野で取り上げられている造船と海洋や、洋上風力、CCS、AUVなどの分野について、今後、KPIを設定するなど、より具体的な施策として体现していくことが重要である。

・工程表「3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針 (6)海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進」に関しては、KPIが外航船員の新規就業者数や大学カリキュラム改定に限定されている一方で、「海洋教育プログラム」やオンライン授業動画の普及、STEAM教材の制作など、国土交通省及び文部科学省（JAMSTEC）による海洋教育の取組は、海洋人材の育成や国民の理解増進に大きく貢献するものとして高く評価できる。

・海洋人材の育成・確保については、船員、海技者、造船技術者・技能者、港湾・海運人材、水産人材に加え、洋上風力、CCS、AUV・ROV、MDA、海洋データ、サイバーセキュリティ、環境影響評価、海洋法務・国際交渉、プロジェクトファイナンス等、新たな海洋産業を支える人材を含めた「海洋人材マップ」の作成とともに、産業界、関係府省、地方自治体が共通認識を持って育成・確保に取り組むことが有効ではないか。

・国民の理解の増進については、海に親しむ機会の創出に加え、海洋が安全保障、食料、エネルギー、気候変動、防災、通信、物流、生物多様性に直結していることを、学校教育、社会教育、市民参加型の地域活動等を通じて分かりやすく伝える必要がある。「海の日」の活用についても、単なる普及啓発イベントにとどめず、全国の学校、博物館、水族館、研究機関、海上保安・海事関係機関、港湾、漁業者、企業等が連携し、海洋データの活用、海洋観測体験、海洋ごみ調査、防災教育、ブルーカーボン活動等に参加できる仕組みを整備することが望ましい。

・工程表「3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針 (6)海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進」に関しては、初等中等教育等の学校教育だけでなく、学校外での教育機会（例：社会教育施設の有効活用や、海事・海洋分野を超えた異分野との連携）も含めて総合的に検討することが有効である。